復興支援活動を行う NPO 等が
活用可能な政府の財政支援について

（平成 28 年度政府予算案）

平成 28 年 1 月３１日現在

復興庁ボランティア・公益的民間連携班

目　次

NPO 等の「絆力（きずなりょく）」を活かした復興・被災者支援事業 …… 1
原子力災害対応雇用支援事業（仮称） …… 3
緊急スクールカウンセラー等活用事業 …… 5
被災者支援総合交付金（被災者支援総合事業） …… 7
被災者支援総合交付金（被災者見守り・相談事業） …… 9
被災者支援総合交付金（仮設住宅サポート拠点運営事業） …… 11
被災者支援総合交付金（被災した子どもの健康・生活対策等総合支援事業）… 13
被災者支援総合交付金（福島県の子供たちを対象とする自然体験・交流活動支援事業） …… 15
復興支援員 …… 17
仮設住宅の再編等に係る子供の学習支援によるコミュニティ復興支援事業 … 19
放課後児童健全育成事業 …… 21
耕作放棄地再生利用緊急対策交付金 …… 23
海岸防災林再生等復興支援事業 …… 26
森林環境保全直接支援事業 …… 29
環境林整備事業 …… 32
農業用水保全の森づくり事業 …… 35
絆の森整備事業 …… 38
漁場保全の森づくり事業 …… 41
森林・山村多面的機能発揮対策 …… 44
水産多面的機能発揮対策 …… 47
多様な主体による地方部の地域づくり活動支援体制構築事業 …… 51
生物多様性保全推進支援事業 …… 53
地域活性化に向けた協働取組の加速化事業 …… 55

分類別索引

【まちづくり】
被災者支援総合交付金（被災者見守り・相談事業）…… 9
復興支援員 …… 17
海岸防災林再生等復興支援事業 …… 26
多様な主体による地方部の地域づくり活動支援体制構築事業 …… 51

【雇用支援・産業支援】
原子力災害対応雇用支援事業（仮称）…… 3
復興支援員 …… 17
耕作放棄地再生利用緊急対策交付金 …… 23
多様な主体による地方部の地域づくり活動支援体制構築事業 …… 51

【医療・健康相談】
緊急スクールカウンセラー等活用事業 …… 5
被災者支援総合交付金（仮設住宅サポート拠点運営事業）…… 11
被災者支援総合交付金（被災した子どもの健康・生活対策等総合支援事業）… 13

【生活支援】
被災者支援総合交付金（被災者支援総合事業）…… 7
被災者支援総合交付金（被災者見守り・相談事業）…… 9
被災者支援総合交付金（仮設住宅サポート拠点運営事業）…… 11
被災者支援総合交付金（被災した子どもの健康・生活対策等総合支援事業）… 13
復興支援員 …… 17
仮設住宅の再編等に係る子供の学習支援によるコミュニティ復興支援事業 … 19
放課後児童健全育成事業 …… 21

【教育・子育て】
緊急スクールカウンセラー等活用事業 …… 5
被災者支援総合交付金（被災した子どもの健康・生活対策等総合支援事業）… 13
被災者支援総合交付金（福島県の子供たちを対象とする自然体験・交流活動支援事業）…… 15
仮設住宅の再編等に係る子供の学習支援によるコミュニティ復興支援事業 … 19
放課後児童健全育成事業 …… 21
水産多面的機能発揮対策 …… 47

【山村・漁村等保全】
海岸防災林再生等復興支援事業 …… 26
森林環境保全直接支援事業 …… 29
環境林整備事業 …… 32
農業用水保全の森づくり事業 …… 35
絆の森整備事業 …… 38

漁場保全の森づくり事業 …… 41
森林・山村多面的機能発揮対策 …… 44
水産多面的機能発揮対策 …… 47

【その他】

NPO 等の「絆力（きずなりょく）」を活かした復興・被災者支援事業 …… 1
生物多様性保全推進支援事業 …… 53
地域活性化に向けた協働取組の加速化事業 …… 55

記載事項に関する注意

1　記載内容は、平成28年度政府予算案の内容を取りまとめたものであり、内容に変更が生じることがあります。

2　予算額の欄の「28 年度予算案額」及び「27 年度予算額」の単位は「億円」です。それぞれの額については、端数を四捨五入等している関係で、実際の予算案額とは完全に一致しない場合があります。

3　「NPO 等による申請先」については、継続事業については昨年度の申請先が記載されている場合があります。また、新規や拡充された事業の場合は、申請先が未定であるため、「-」となっている事業があります。

4　「本事業の対象地域・対象者等」については、現時点で想定される地域・対象者です。

5　「分類別索引」の分類名には、それぞれ次のような事業が含まれています。また、複数の分類にまたがるものについては重複を排除していません。

分類	内容
まちづくり	まちづくり計画、復興計画の策定・提言、復興のための環境整備に関する活動
雇用支援・産業支援	就業支援、起業支援、産業の創出や地域経済の活性化に関するもの
医療・健康相談	健康管理・健康増進や心のケアなどに関するもの
生活支援	孤立防止や地域の人が集まるスペース・場づくり、様々な人との交流や情報交換を行うための場の提供に関するもの
教育・子育て	児童・生徒の教育、子育て、復興に関する人材育成に関するもの
情報発信	被災者等へのさまざまな情報提供に関するもの
山村・漁村等保全	山林の景観保全、山林の災害対策、漁村の環境保全に関するもの
その他	事業の制度や目的により、上記のいずれにも該当しないもの

復興支援活動を行う NPO 等が活用可能な政府の財政支援

<table>
<tr><td>事業名</td><td colspan="5">NPO 等の「絆力（きずなりょく）」を活かした復興・被災者支援事業</td></tr>
<tr><td>担当府省名</td><td colspan="5">復興庁
（内閣府）</td></tr>
<tr><td>担当部署・連絡先</td><td colspan="2">予算会計班
（内閣府政策統括官（経済社会システム担当））</td><td colspan="3">03-5545-7370
(03-6257-1514)</td></tr>
<tr><td>NPO 等による相談・申請の際の連絡先</td><td colspan="5">岩手県、宮城県、福島県の NPO 担当部局</td></tr>
<tr><td>予算額
（億円）</td><td>28 年度
予算案額</td><td>2.0</td><td>27 年度
予算額</td><td>－</td><td></td></tr>
<tr><td>本事業の対象地域・対象者等</td><td colspan="5">被災地等において復興・被災者支援に取り組む NPO 等</td></tr>
<tr><td>NPO 等による申請先</td><td colspan="5">岩手県、宮城県、福島県の NPO 担当部局</td></tr>
<tr><td>分類</td><td colspan="2">その他</td><td>事業の実施期間</td><td colspan="2">28 年度</td></tr>
<tr><td>事業の概要</td><td colspan="5">復興・被災者支援を図っていくため、NPO 等が被災者と被災者、被災者と行政、被災者と支援者等を結びつける「絆力（きずなりょく）」を活かして復興・被災者支援を行う取組※1や、復興・被災者支援を行う NPO 等の絆力を強化するための取組※2に対して支援を行う。
※1　被災者の心のケア、健康・生活支援に向けた取組、コミュニティ形成支援等の復興に向けた取組、原子力災害からの復興に向けた取組、中間支援の取組
※2　復興・被災者支援を行う NPO 等が支援者等と結びつくためのマッチング・交流等（各県が実施）</td></tr>
<tr><td>その他</td><td colspan="5">本事業は、27 年度まで実施していた「NPO 等の運営力強化を通じた復興支援事業」を「平成 28 年度以降の復旧・復興事業について」（27 年６月復興推進会議決定）等に沿って新たに再構築したもの。</td></tr>
</table>

ＮＰＯ等の「絆力（きずなりょく）」を活かした復興・被災者支援事業

平成28年度概算決定額：２．０３億円（新規）【復興庁一括計上予算】

背　景

○　被災地では、仮設住宅から災害復興住宅への移転や、仮設住宅の集約が進む中、地域コミュニティ再建等が喫緊の課題となっており、地域や復興段階等により変化する被災者のニーズに対応した復興・被災者支援を図ることが重要な課題。

○　このような状況の中、被災者、行政、支援者等との「絆」を活かした共助の活動により、行政の手の行き届かない様々なきめ細かい復興・被災者支援に大きな役割を担ってきたNPO等に対する期待は大きい。

○　一方、被災地でのNPO等の活動を取り巻く状況は、個人寄附等の減少や域外から参入したNPO等の撤退等により一層厳しい状況。

○　現時点では、NPO等が行うこれらの取組に対する行政の支援が打ち切られることとなれば、復興・被災者支援に支障を来たすおそれ。

○　以上を踏まえ、被災地等の復興・被災者支援を図っていくため、NPO等が被災者と被災者、被災者と行政、被災者と支援者等を結びつける「絆力」を活かして行う復興・被災者支援の取組を推進することにより、復興・創生を行っていくことが必要。

本事業は、「平成28年度以降の復旧・復興事業について」※1において、着実に実施していくこととされている「被災者支援（健康・生活支援）総合対策」※2の一環であった「ＮＰＯ等の運営力強化を通じた復興支援事業」を平成27年度で終了することとし、「平成28年度以降の復旧・復興事業について」に沿って新たに再構築して、事業化するもの。

※1：平成27年6月24日　復興推進会議決定
※2：平成27年1月23日　復興庁被災者支援（健康・生活支援）タスクフォース策定

事 業 概 要

（実施スキーム）

内閣府 → 交付金（補助率：2/3以内、ＮＰＯ等の事業者負担：1/10以上（①～④））

岩手県、宮城県、福島県に交付し、3県が実施

（実施内容）

○　ＮＰＯ等による絆力を活かした復興・被災者支援の取組や復興・被災者支援を行うＮＰＯ等の絆力を強化するための取組に対して支援

①　避難生活を送る被災者等の見守りやカウンセリング、震災により日常生活に支障を来たしている被災者等の支障を軽減するためのサポートといった被災者の心のケア、健康・生活支援に向けた取組

②　仮設住宅や災害復興住宅等での被災者間や被災者と行政・支援者・地元住民等との連携・交流、被災地域における自立に向けた意見交換、協働等の場づくりといったコミュニティ形成等の復興に向けた取組

③　原子力災害により避難した方々の避難先での交流、帰還に向けた活動、風評被害対策といった原子力災害からの復興に向けた取組

④　復興・被災者支援を行うNPO等の取組をノウハウや情報の提供等によりサポートする中間支援の取組

⑤　復興・被災者支援を行うNPO等が支援者（民間企業、学識経験者、専門家等）や他団体等と結びつくためのマッチング・交流及びNPO等が効果的に復興・被災者支援を行うための情報収集・提供等の実施（県が実施）※

※審査委員会運営を含む

ＮＰＯ等が「絆力」を活かし、行政では手が行き届かないきめ細やかな復興・被災者支援を継続して実施

復興支援活動を行う NPO 等が活用可能な政府の財政支援

<table>
<tr><td>事業名</td><td colspan="5">原子力災害対応雇用支援事業（仮称）</td></tr>
<tr><td>担当府省名</td><td colspan="5">復興庁
（厚生労働省）</td></tr>
<tr><td>担当部署・連絡先</td><td colspan="2">予算会計班
(職業安定局雇用開発部地域雇用対策室)</td><td colspan="3">03-5545-7370
（03-3593-2580）</td></tr>
<tr><td>NPO 等による相談・申請の際の連絡先</td><td colspan="5">福島県雇用労政課（024-521-7290）</td></tr>
<tr><td>予算額
（億円）</td><td>28 年度
予算案額</td><td>42</td><td>27 年度
予算額</td><td>－</td><td></td></tr>
<tr><td>本事業の対象地域・対象者等</td><td colspan="5">実施地域：福島県全域
対 象 者：福島県被災求職者</td></tr>
<tr><td>NPO 等による申請先</td><td colspan="5">福島県又は県内各市町村</td></tr>
<tr><td>分類</td><td colspan="2">○雇用支援・産業支援</td><td>事業の実施期間</td><td colspan="2">平成 29 年度末まで
※ただし、平成 28 年度中の事業開始が必要</td></tr>
<tr><td>事業の概要</td><td colspan="5">原子力災害の影響を受けた被災者等の一時的な雇用の確保、生活の安定を図るため、民間企業・NPO 等への委託により雇用を創出する。</td></tr>
</table>

原子力災害対応雇用支援事業〔仮称〕（新規）

平成28年度予算案額 **42億円**

※一部は緊急雇用創出事業臨時特例基金への積み増し（19.6億円）

趣　旨

○ 長引く原子力災害の影響により、福島県における雇用の復興にはなお時間を要するとともに、依然として多くの被災者が避難する状況が続いている。

○ 平成28年度以降、避難指示区域の解除等を契機に、県外避難者や、長期の非就労状態にあった方が急激に労働市場に流入することが予想される。

○ こうした方々の雇用が安定するまでの準備期間に限り、次の雇用までの一時的な雇用の場を確保し、生活の安定を図る。

事業の概要

◆事業内容

○事業実施期間：平成28年度末まで
（ただし、平成28年度までに開始した基金事業については平成29年度末まで）

○実施地域：福島県全域

○対象者：福島県被災求職者
①福島県に所在する事業所に雇用されていた者
②福島県に居住していた者
のいずれかに該当し、かつ過去1年間に福島県内で震災等対応雇用支援事業以外の仕事に就いていない者

（注） これまで実施してきた「商工会等の復興支援員配置事業（27年度予算額5.4億円、150名）」は、引き続き、本事業で対応。

◆ 事業概要

○ 次の雇用までの一時的な雇用の場を求める福島県被災求職者に対し、企業、NPO等への委託により、雇用・就業機会を創出し、生活の安定を図る。

◆ 実施要件

○ 福島県の自治体等が実施する原子力災害由来の事業等（他の事業で措置できない事業に限る）を対象とする。

○ 次の安定雇用への円滑な移行につながる人材育成を併せて実施する。

○ 事業費に占める新規に雇用される対象者の人件費割合は1／2以上。

○ 雇用期間は1年以内（複数回更新可）

≪事業スキーム≫

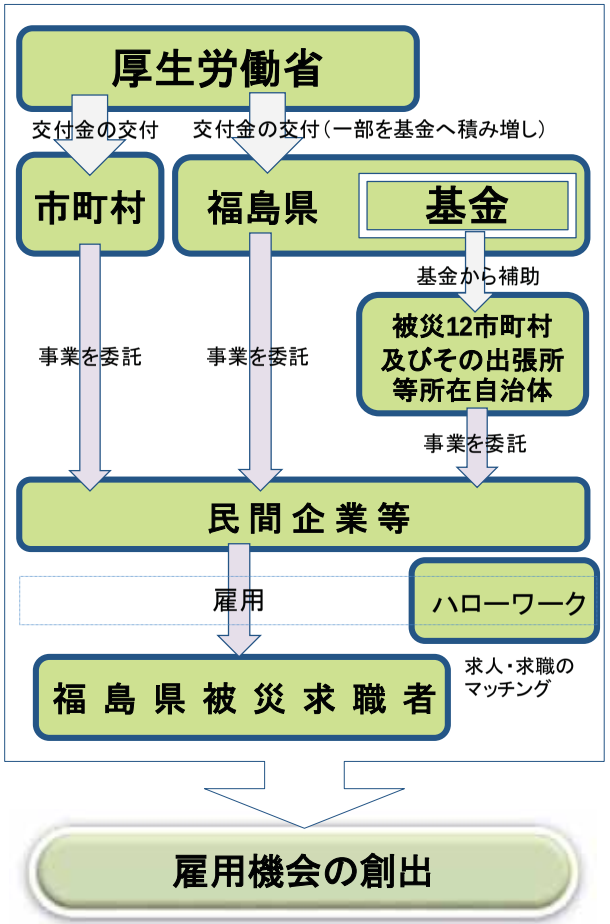

復興支援活動を行う NPO 等が活用可能な政府の財政支援

<table>
<tr><td>事業名</td><td colspan="5">緊急スクールカウンセラー等活用事業</td></tr>
<tr><td>担当府省名</td><td colspan="5">復興庁
（文部科学省）</td></tr>
<tr><td>担当部署・連絡先</td><td colspan="2">予算会計班
（初等中等教育局児童生徒課）</td><td colspan="3">03-5545-7370
（03-6734-3299）</td></tr>
<tr><td>NPO 等による相談・申請の際の連絡先</td><td colspan="5">文部科学省初等中等教育局児童生徒課（03-6734-3299）</td></tr>
<tr><td>予算額
（億円）</td><td>28 年度
予算案額</td><td>27</td><td>27 年度
予算額</td><td>－</td><td></td></tr>
<tr><td>本事業の対象地域・対象者等</td><td colspan="5">被災地及び被災した幼児児童生徒が避難している地域</td></tr>
<tr><td>NPO 等による申請先</td><td colspan="5">当該事業の補助を受ける自治体</td></tr>
<tr><td>分類</td><td colspan="2">○医療・健康相談
○教育・子育て</td><td>事業の実施期間</td><td colspan="2">－</td></tr>
<tr><td>事業の概要</td><td colspan="5">被災した幼児児童生徒・教職員等の心のケアや、教職員・保護者等への助言・援助、学校教育活動の復興支援、福祉関係機関との連絡調整等様々な課題に対応するため、スクールカウンセラー等を活用する経費を全額国庫補助で支援する。（NPO 等民間事業者については、被災自治体との連携強化の観点から、被災自治体からの再委託という形で事業を実施することとする。）</td></tr>
</table>

緊急スクールカウンセラー等活用事業

平成２８年度予算額（案）　２７億円（新規）
【東日本大震災復興特別会計】

○被災した幼児児童生徒・教職員等の心のケアや、教職員・保護者等への助言・援助、学校教育活動の復興支援、福祉関係機関との連携調整等様々な課題に対応するため、スクールカウンセラー等を活用する経費を全額国庫補助で支援する。

※平成23～27年度は、全額国費の委託費として実施。平成28年度は、従来の委託費の方式を改め、新たに全額国庫補助の事業を創設するとともに、スクールカウンセラー等を学校等で活用するなど、被災した幼児児童生徒や教職員の心のケアに資する取組を中心とした事業とする。

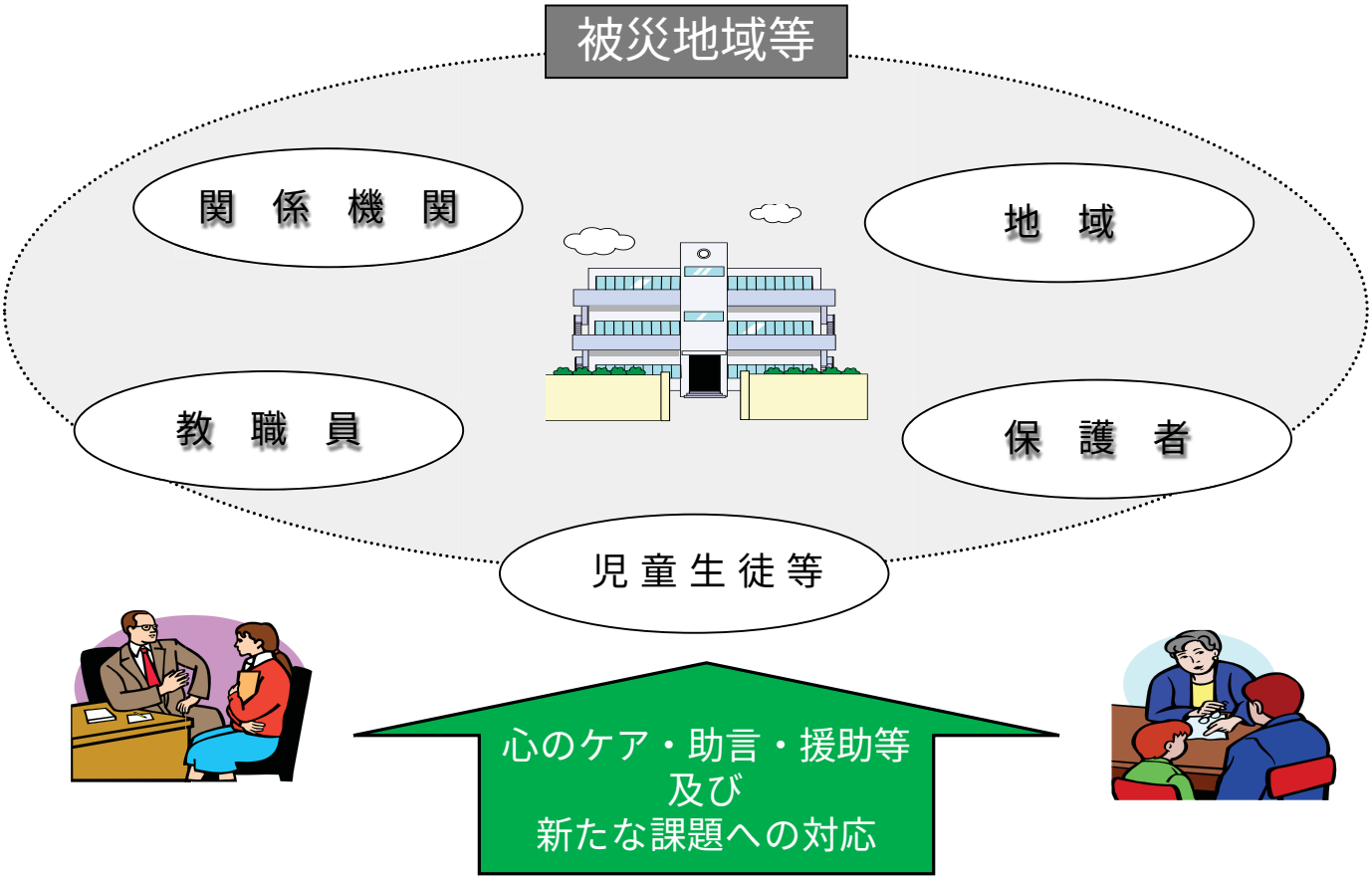

・スクールカウンセラーの活用
　臨床心理士、精神科医　等
・スクールカウンセラーに準ずる者の活用
　相談業務経験者、教育・福祉分野の専門的知識を有する者　等
・心のケアに資するためのソーシャルワーク、学習支援

復興支援活動を行う NPO 等が活用可能な政府の財政支援

<table>
<tr><td>事業名</td><td colspan="5">被災者支援総合交付金
（被災者支援総合事業）</td></tr>
<tr><td>担当府省名</td><td colspan="5">復興庁</td></tr>
<tr><td>担当部署・連絡先</td><td colspan="2">被災者支援班</td><td colspan="3">03-5545-7481</td></tr>
<tr><td>NPO 等による相談・申請の際の連絡先</td><td colspan="5">復興庁被災者支援班</td></tr>
<tr><td>予算額
（億円）</td><td>28 年度
予算案額</td><td>220 の内数</td><td>27 年度
予算額</td><td>－</td><td></td></tr>
<tr><td>本事業の対象地域・対象者等</td><td colspan="5">実施主体（県、市町村、NPO 等）</td></tr>
<tr><td>NPO 等による申請先</td><td colspan="5">－</td></tr>
<tr><td>分類</td><td colspan="2">○生活支援</td><td>事業の実施期間</td><td colspan="2">－</td></tr>
<tr><td>事業の概要</td><td colspan="5">復興の進展に伴い、自治体が直面する被災者支援の重要課題（住宅・生活再建支援、コミュニティ形成支援、「心の復興」、被災者生活支援、被災者支援コーディネート、県外避難者相談支援など）への対応を支援。</td></tr>
</table>

被災者支援総合交付金（復興庁被災者支援班）

28年度予算案額　２２０．３億円【復興】
（27年度予算額　５８．９億円）

事業概要・目的

○ 被災者支援については、震災から4年半が経過し、避難生活の長期化や災害公営住宅等への移転など、復興の進展に伴う課題への対応が必要となっている。

○ 28年度は、交付金を大幅に拡充し、被災者の生活再建のステージに応じた、切れ目ない支援の実現を図る。

＜主な拡充内容＞

① 仮設住宅で長期避難を続け、閉じこもりがちな高齢者の交流機会を創る活動や、被災地の将来を担うこどもや若者のケアなどを支援する「心の復興」事業を新たに交付金の対象とする。

② 被災者の移転に伴うコミュニティ形成や、既存のコミュニティとの融合といった被災地で生じている課題に対応するための活動を支援。

③ 自宅再建や生活再建の見通しが立たない方々について、相談支援体制を強化する「住宅・生活再建支援」の取組を支援。

④ 見守り・相談支援を一元的に支援して体制を更に強化し、緊急雇用で実施されてきた見守りの活動についても交付金で支援。

⑤ 仮設住宅提供の今後の方針を示した福島県について、県外避難者の相談支援や自主避難者の方々への情報提供を支援。

事業イメージ・具体例

Ⅰ．各地域の被災者支援の重要課題への対応支援　【追加・統合】	
	①被災者支援総合事業 ・住宅・生活再建支援　・コミュニティ形成支援 ・「心の復興」　・県外避難者支援 ・高齢者等日常生活ｻﾎﾟｰﾄ　・被災者支援コーディネート
Ⅱ．被災者の日常的な見守り・相談支援　【統合】	
	②被災者見守り・相談支援事業
Ⅲ．仮設住宅での総合相談・介護等のサポート拠点の運営【統合】	
	③仮設住宅サポート拠点運営事業
Ⅳ．被災地における健康支援　【統合】	
	④被災地健康支援事業
Ⅴ．子どもに対する支援	
	⑤被災した子どもの健康・生活対策等総合支援事業
	⑥福島県の子供たちを対象とする自然体験・交流活動支援事業

資金の流れ

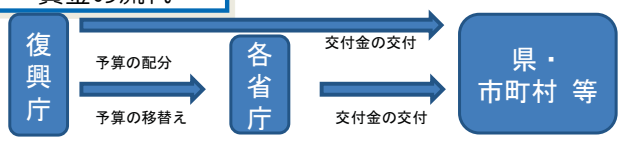

期待される効果

○被災者支援の基幹的事業について、被災自治体において横断的な事業計画を策定し、交付金による一体的支援が行われることにより、各地域の実情に応じて、より効果的・効率的な被災者支援活動の展開が期待される。

総合交付金による被災者の住宅・生活再建の進捗に対応した被災者支援の実施

○「被災者支援総合交付金」により、仮設住宅での避難生活から災害公営住宅等へ移行まで、各地域の被災者支援を取り巻く課題に対応し、一貫した支援の実現を図る。

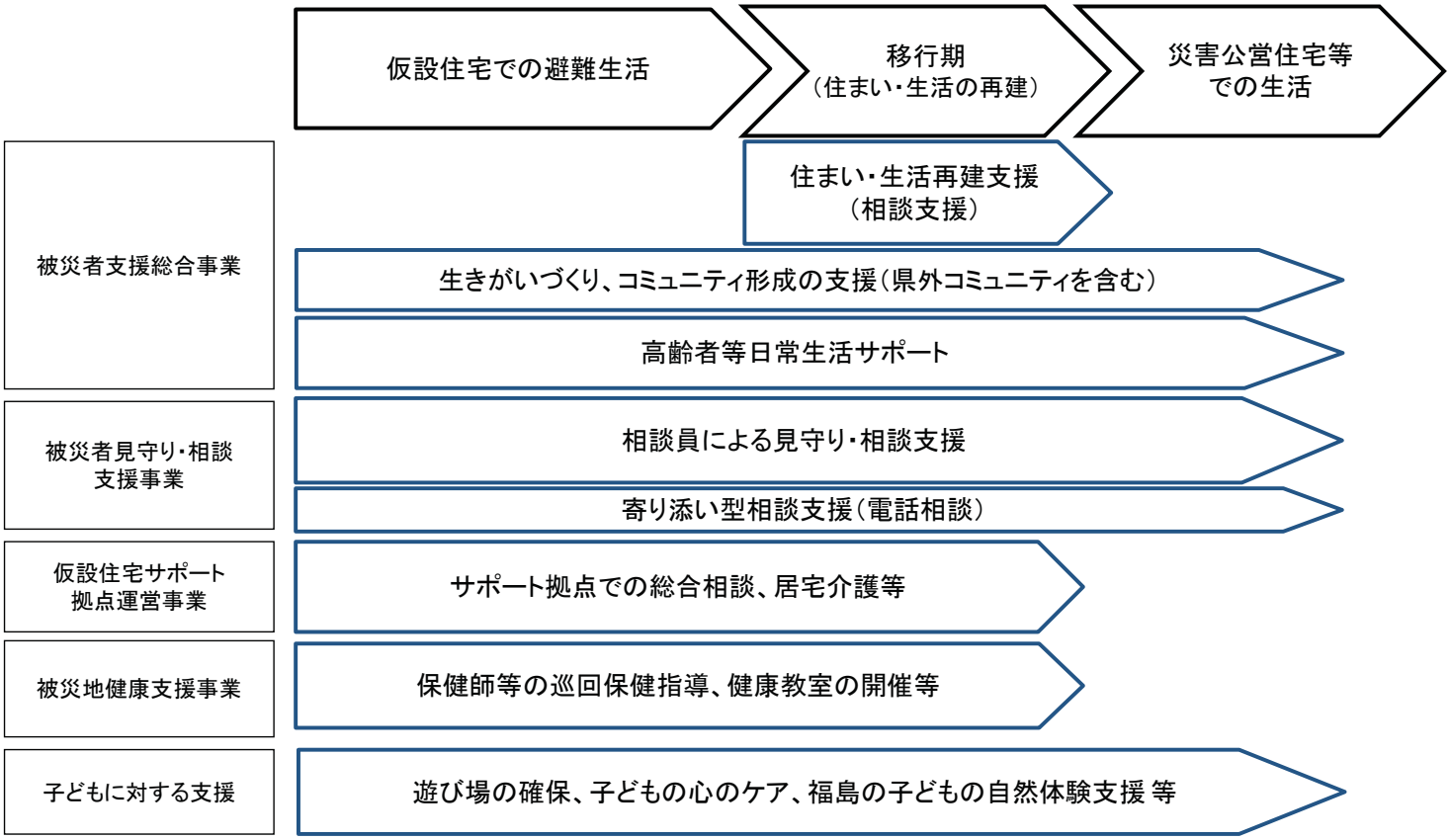

復興支援活動を行う NPO 等が活用可能な政府の財政支援

<table>
<tr><td>事業名</td><td colspan="5">被災者支援総合交付金
（被災者見守り・相談事業）</td></tr>
<tr><td>担当府省名</td><td colspan="5">復興庁
（厚生労働省）</td></tr>
<tr><td>担当部署・連絡先</td><td colspan="2">被災者支援班
（社会・援護局地域福祉課）</td><td colspan="3">03-5545-7481
（03-5253-1111(内 2859)）</td></tr>
<tr><td>NPO 等による相談・申請の際の連絡先</td><td colspan="5">厚生労働省地域福祉課、都道府県又は市町村</td></tr>
<tr><td>予算額
（億円）</td><td>28 年度
予算案額</td><td>220 の内数</td><td>27 年度
予算額</td><td>59 の内数</td><td></td></tr>
<tr><td>本事業の対象地域・対象者等</td><td colspan="5">岩手県、宮城県、福島県</td></tr>
<tr><td>NPO 等による申請先</td><td colspan="5">県又は市町村</td></tr>
<tr><td>分類</td><td colspan="2">○まちづくり
○生活支援</td><td>事業の実施期間</td><td colspan="2">－</td></tr>
<tr><td>事業の概要</td><td colspan="5">相談員による見守り・相談支援、寄り添い型相談支援（電話相談）など、被災者の日常的な見守り・相談活動への支援を実施。</td></tr>
</table>

被災者支援総合交付金（復興庁被災者支援班）

28年度予算案額　２２０．３億円【復興】
（27年度予算額　５８．９億円）

事業概要・目的

○ 被災者支援については、震災から4年半が経過し、避難生活の長期化や災害公営住宅等への移転など、復興の進展に伴う課題への対応が必要となっている。

○ 28年度は、交付金を大幅に拡充し、被災者の生活再建のステージに応じた、切れ目ない支援の実現を図る。

＜主な拡充内容＞

① 仮設住宅で長期避難を続け、閉じこもりがちな高齢者の交流機会を創る活動や、被災地の将来を担うこどもや若者のケアなどを支援する「心の復興」事業を新たに交付金の対象とする。

② 被災者の移転に伴うコミュニティ形成や、既存のコミュニティとの融合といった被災地で生じている課題に対応するための活動を支援。

③ 自宅再建や生活再建の見通しが立たない方々について、相談支援体制を強化する「住宅・生活再建支援」の取組を支援。

④ 見守り・相談支援を一元的に支援して体制を更に強化し、緊急雇用で実施されてきた見守りの活動についても交付金で支援。

⑤ 仮設住宅提供の今後の方針を示した福島県について、県外避難者の相談支援や自主避難者の方々への情報提供を支援。

事業イメージ・具体例

Ⅰ．各地域の被災者支援の重要課題への対応支援　【追加・統合】	
	①被災者支援総合事業 ・住宅・生活再建支援　・コミュニティ形成支援 ・「心の復興」　・県外避難者支援 ・高齢者等日常生活ｻﾎﾟｰﾄ　・被災者支援コーディネート
Ⅱ．被災者の日常的な見守り・相談支援　【統合】	
	②被災者見守り・相談支援事業
Ⅲ．仮設住宅での総合相談・介護等のサポート拠点の運営【統合】	
	③仮設住宅サポート拠点運営事業
Ⅳ．被災地における健康支援　【統合】	
	④被災地健康支援事業
Ⅴ．子どもに対する支援	
	⑤被災した子どもの健康・生活対策等総合支援事業
	⑥福島県の子供たちを対象とする自然体験・交流活動支援事業

資金の流れ

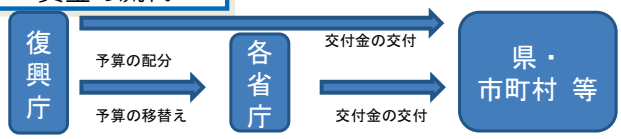

期待される効果

○被災者支援の基幹的事業について、被災自治体において横断的な事業計画を策定し、交付金による一体的支援が行われることにより、各地域の実情に応じて、より効果的・効率的な被災者支援活動の展開が期待される。

総合交付金による被災者の住宅・生活再建の進捗に対応した被災者支援の実施

○「被災者支援総合交付金」により、仮設住宅での避難生活から災害公営住宅等へ移行まで、各地域の被災者支援を取り巻く課題に対応し、一貫した支援の実現を図る。

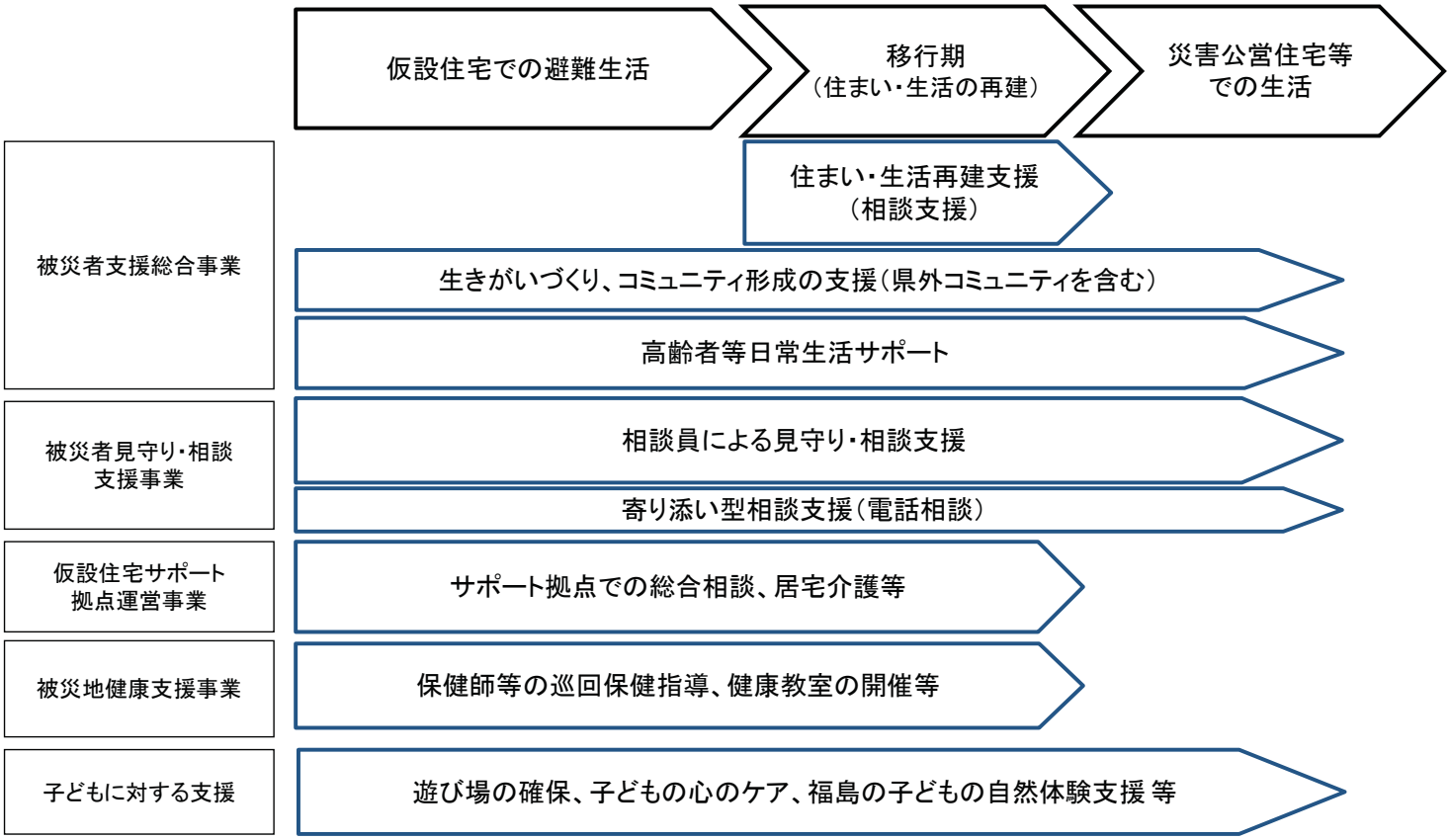

復興支援活動を行う NPO 等が活用可能な政府の財政支援

<table>
<tr><td>事業名</td><td colspan="5">被災者支援総合交付金
（仮設住宅サポート拠点運営事業）</td></tr>
<tr><td>担当府省名</td><td colspan="5">復興庁
（厚生労働省）</td></tr>
<tr><td>担当部署・連絡先</td><td colspan="2">被災者支援班
（老健局振興課）</td><td colspan="3">03-5545-7481
（03-3595-2889）</td></tr>
<tr><td>NPO 等による相談・申請の際の連絡先</td><td colspan="5">被災地の復興支援を担当する部署</td></tr>
<tr><td>予算額
（億円）</td><td>28 年度
予算案額</td><td>220 の内数</td><td>27 年度
予算額</td><td>18</td><td></td></tr>
<tr><td>本事業の対象地域・対象者等</td><td colspan="5">被災地
※対象者：被災した高齢者等のうち、援護を要する者</td></tr>
<tr><td>NPO 等による申請先</td><td colspan="5">県または市町村</td></tr>
<tr><td>分類</td><td colspan="2">○医療・健康相談
○生活支援</td><td>事業の実施期間</td><td colspan="2">－</td></tr>
<tr><td>事業の概要</td><td colspan="5">応急仮設住宅などに入居する高齢者などの日常生活を支えるため、総合相談支援や地域交流などの機能を有する「サポート拠点」の運営などに必要な経費について支援する。</td></tr>
</table>

被災者支援総合交付金（復興庁被災者支援班）

28年度予算案額　２２０．３億円【復興】
（27年度予算額　５８．９億円）

事業概要・目的

○ 被災者支援については、震災から4年半が経過し、避難生活の長期化や災害公営住宅等への移転など、復興の進展に伴う課題への対応が必要となっている。

○ 28年度は、交付金を大幅に拡充し、被災者の生活再建のステージに応じた、切れ目ない支援の実現を図る。

＜主な拡充内容＞

① 仮設住宅で長期避難を続け、閉じこもりがちな高齢者の交流機会を創る活動や、被災地の将来を担うこどもや若者のケアなどを支援する「心の復興」事業を新たに交付金の対象とする。

② 被災者の移転に伴うコミュニティ形成や、既存のコミュニティとの融合といった被災地で生じている課題に対応するための活動を支援。

③ 自宅再建や生活再建の見通しが立たない方々について、相談支援体制を強化する「住宅・生活再建支援」の取組を支援。

④ 見守り・相談支援を一元的に支援して体制を更に強化し、緊急雇用で実施されてきた見守りの活動についても交付金で支援。

⑤ 仮設住宅提供の今後の方針を示した福島県について、県外避難者の相談支援や自主避難者の方々への情報提供を支援。

事業イメージ・具体例

Ⅰ．各地域の被災者支援の重要課題への対応支援　【追加・統合】	
	①被災者支援総合事業 ・住宅・生活再建支援　・コミュニティ形成支援 ・「心の復興」　・県外避難者支援 ・高齢者等日常生活ｻﾎﾟｰﾄ　・被災者支援コーディネート
Ⅱ．被災者の日常的な見守り・相談支援　【統合】	
	②被災者見守り・相談支援事業
Ⅲ．仮設住宅での総合相談・介護等のサポート拠点の運営【統合】	
	③仮設住宅サポート拠点運営事業
Ⅳ．被災地における健康支援　【統合】	
	④被災地健康支援事業
Ⅴ．子どもに対する支援	
	⑤被災した子どもの健康・生活対策等総合支援事業
	⑥福島県の子供たちを対象とする自然体験・交流活動支援事業

資金の流れ

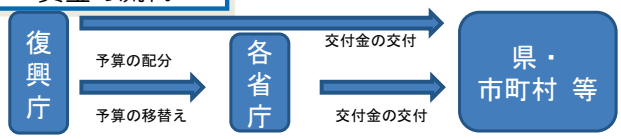

期待される効果

○被災者支援の基幹的事業について、被災自治体において横断的な事業計画を策定し、交付金による一体的支援が行われることにより、各地域の実情に応じて、より効果的・効率的な被災者支援活動の展開が期待される。

総合交付金による被災者の住宅・生活再建の進捗に対応した被災者支援の実施

○「被災者支援総合交付金」により、仮設住宅での避難生活から災害公営住宅等へ移行まで、各地域の被災者支援を取り巻く課題に対応し、一貫した支援の実現を図る。

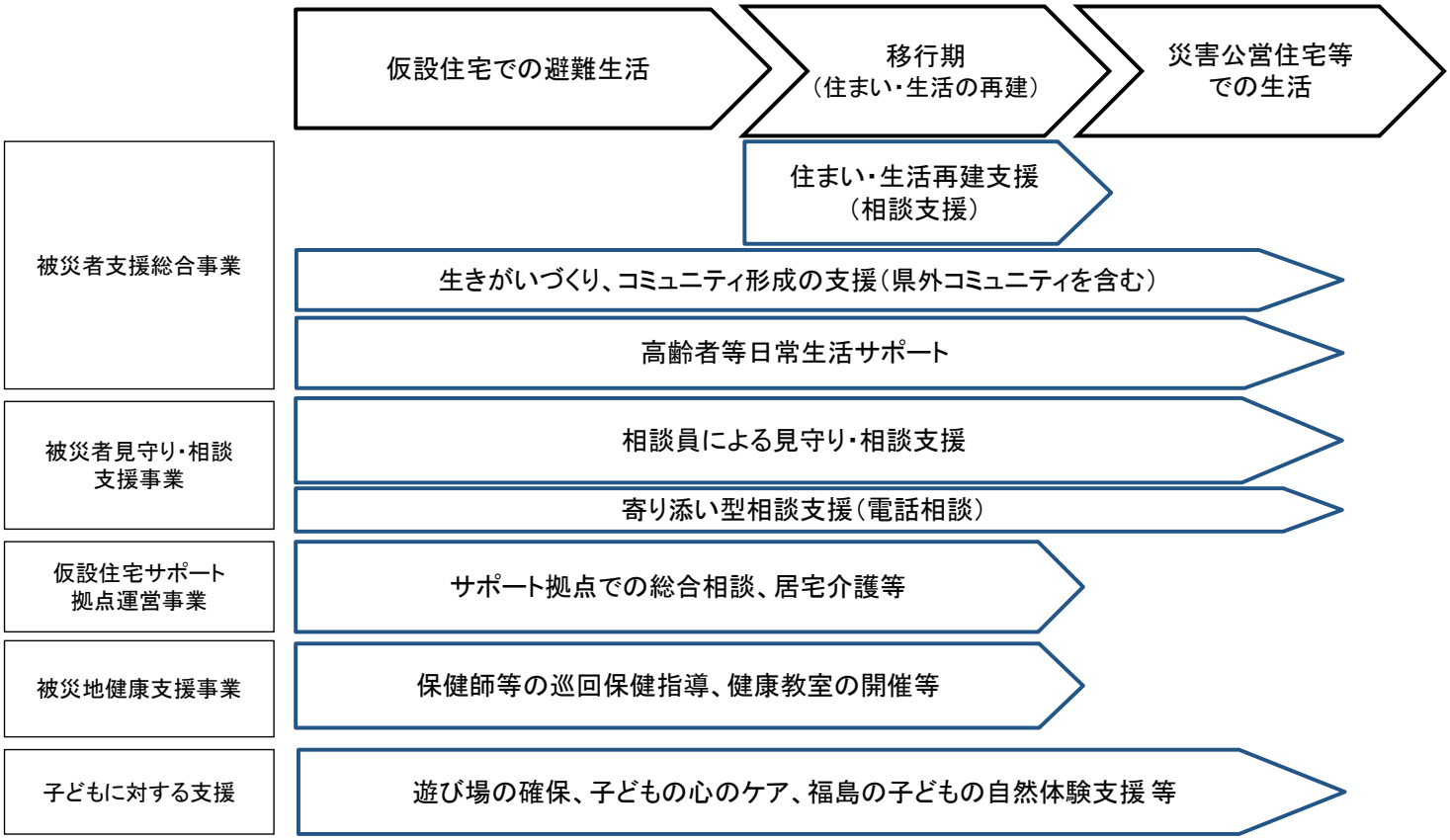

復興支援活動を行う NPO 等が活用可能な政府の財政支援

<table>
<tr><td>事業名</td><td colspan="5">被災者支援総合交付金
（被災した子どもの健康・生活対策等総合支援事業）</td></tr>
<tr><td>担当府省名</td><td colspan="5">復興庁
（厚生労働省）</td></tr>
<tr><td>担当部署・連絡先</td><td colspan="2">被災者支援班
（雇用均等・児童家庭局総務課）</td><td colspan="3">03-5545-7481
（03-5253-1111(内 7830／7824)）</td></tr>
<tr><td>NPO 等による相談・申請の際の連絡先</td><td colspan="5">県又は市町村の「被災した子どもの健康・生活対策等総合支援事業」を担当する部署</td></tr>
<tr><td>予算額
（億円）</td><td>28 年度
予算案額</td><td>220 の内数</td><td>27 年度
予算額</td><td>59 の内数</td><td></td></tr>
<tr><td>本事業の対象地域・対象者等</td><td colspan="5">県又は市町村
※各事業毎に異なる</td></tr>
<tr><td>NPO 等による申請先</td><td colspan="5">県又は市町村
※各事業毎に異なる</td></tr>
<tr><td>分類</td><td colspan="2">○医療・健康相談
○生活支援
○教育・子育て</td><td>事業の実施期間</td><td colspan="2">－</td></tr>
<tr><td>事業の概要</td><td colspan="5">様々な形で被災の影響を受けている子どもに対する支援を実施するため、以下の取組に要する経費を補助。
（1）子ども健やか訪問事業
（2）仮設住宅に住む子どもが安心して過ごすことができる環境づくり事業
（3）遊具の設置や子育てイベントの開催
（4）親を亡くした子ども等への相談・援助事業</td></tr>
</table>

被災者支援総合交付金（復興庁被災者支援班）

28年度予算案額　２２０．３億円【復興】
（27年度予算額　５８．９億円）

事業概要・目的

○ 被災者支援については、震災から4年半が経過し、避難生活の長期化や災害公営住宅等への移転など、復興の進展に伴う課題への対応が必要となっている。

○ 28年度は、交付金を大幅に拡充し、被災者の生活再建のステージに応じた、切れ目ない支援の実現を図る。

＜主な拡充内容＞

① 仮設住宅で長期避難を続け、閉じこもりがちな高齢者の交流機会を創る活動や、被災地の将来を担うこどもや若者のケアなどを支援する「心の復興」事業を新たに交付金の対象とする。

② 被災者の移転に伴うコミュニティ形成や、既存のコミュニティとの融合といった被災地で生じている課題に対応するための活動を支援。

③ 自宅再建や生活再建の見通しが立たない方々について、相談支援体制を強化する「住宅・生活再建支援」の取組を支援。

④ 見守り・相談支援を一元的に支援して体制を更に強化し、緊急雇用で実施されてきた見守りの活動についても交付金で支援。

⑤ 仮設住宅提供の今後の方針を示した福島県について、県外避難者の相談支援や自主避難者の方々への情報提供を支援。

事業イメージ・具体例

Ⅰ．各地域の被災者支援の重要課題への対応支援　【追加・統合】	
	①被災者支援総合事業 ・住宅・生活再建支援　・コミュニティ形成支援 ・「心の復興」　・県外避難者支援 ・高齢者等日常生活ｻﾎﾟｰﾄ　・被災者支援コーディネート
Ⅱ．被災者の日常的な見守り・相談支援　【統合】	
	②被災者見守り・相談支援事業
Ⅲ．仮設住宅での総合相談・介護等のサポート拠点の運営【統合】	
	③仮設住宅サポート拠点運営事業
Ⅳ．被災地における健康支援　【統合】	
	④被災地健康支援事業
Ⅴ．子どもに対する支援	
	⑤被災した子どもの健康・生活対策等総合支援事業
	⑥福島県の子供たちを対象とする自然体験・交流活動支援事業

資金の流れ

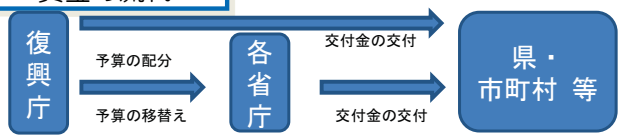

期待される効果

○被災者支援の基幹的事業について、被災自治体において横断的な事業計画を策定し、交付金による一体的支援が行われることにより、各地域の実情に応じて、より効果的・効率的な被災者支援活動の展開が期待される。

総合交付金による被災者の住宅・生活再建の進捗に対応した被災者支援の実施

○「被災者支援総合交付金」により、仮設住宅での避難生活から災害公営住宅等へ移行まで、各地域の被災者支援を取り巻く課題に対応し、一貫した支援の実現を図る。

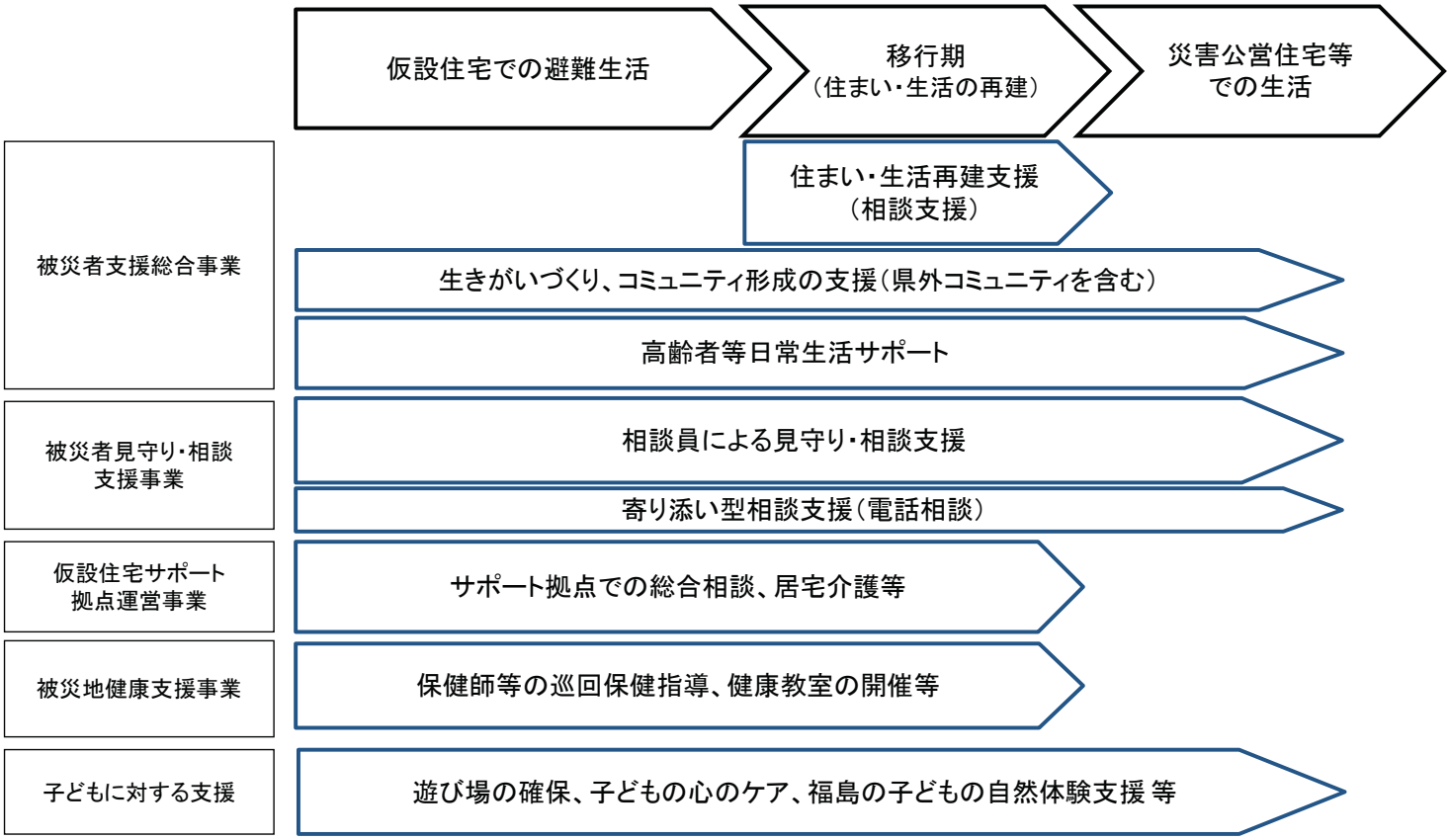

復興支援活動を行う NPO 等が活用可能な政府の財政支援

<table>
<tr><td>事業名</td><td colspan="5">被災者支援総合交付金
（福島県の子供たちを対象とする自然体験・交流活動支援事業）</td></tr>
<tr><td>担当府省名</td><td colspan="5">復興庁
（文部科学省）</td></tr>
<tr><td>担当部署・連絡先</td><td colspan="2">被災者支援班
（生涯学習政策局青少年教育課）</td><td colspan="3">03-5545-7370
（03-6734-2056）</td></tr>
<tr><td>NPO 等による相談・申請の際の連絡先</td><td colspan="5">福島県教育庁社会教育課（024-522-3090）</td></tr>
<tr><td>予算額（億円）</td><td>28 年度予算案額</td><td>220 の内数</td><td>27 年度予算額</td><td>59 の内数</td><td></td></tr>
<tr><td>本事業の対象地域・対象者等</td><td colspan="5">福島県内の幼児・児童生徒（小中学生）</td></tr>
<tr><td>NPO 等による申請先</td><td colspan="5">福島県</td></tr>
<tr><td>分類</td><td colspan="2">○教育・子育て</td><td>事業の実施期間</td><td colspan="2">－</td></tr>
<tr><td>事業の概要</td><td colspan="5">福島県内の子供を対象として、学校や社会教育団体等が実施する自然体験活動や県外の子供たちとの交流活動を支援する。</td></tr>
</table>

被災者支援総合交付金（復興庁被災者支援班）

28年度予算案額　２２０．３億円【復興】
（27年度予算額　５８．９億円）

事業概要・目的

○ 被災者支援については、震災から4年半が経過し、避難生活の長期化や災害公営住宅等への移転など、復興の進展に伴う課題への対応が必要となっている。

○ 28年度は、交付金を大幅に拡充し、被災者の生活再建のステージに応じた、切れ目ない支援の実現を図る。

＜主な拡充内容＞

① 仮設住宅で長期避難を続け、閉じこもりがちな高齢者の交流機会を創る活動や、被災地の将来を担うこどもや若者のケアなどを支援する「心の復興」事業を新たに交付金の対象とする。

② 被災者の移転に伴うコミュニティ形成や、既存のコミュニティとの融合といった被災地で生じている課題に対応するための活動を支援。

③ 自宅再建や生活再建の見通しが立たない方々について、相談支援体制を強化する「住宅・生活再建支援」の取組を支援。

④ 見守り・相談支援を一元的に支援して体制を更に強化し、緊急雇用で実施されてきた見守りの活動についても交付金で支援。

⑤ 仮設住宅提供の今後の方針を示した福島県について、県外避難者の相談支援や自主避難者の方々への情報提供を支援。

事業イメージ・具体例

Ⅰ．各地域の被災者支援の重要課題への対応支援　【追加・統合】	
	①被災者支援総合事業 ・住宅・生活再建支援　・コミュニティ形成支援 ・「心の復興」　・県外避難者支援 ・高齢者等日常生活ｻﾎﾟｰﾄ　・被災者支援コーディネート
Ⅱ．被災者の日常的な見守り・相談支援　【統合】	
	②被災者見守り・相談支援事業
Ⅲ．仮設住宅での総合相談・介護等のサポート拠点の運営【統合】	
	③仮設住宅サポート拠点運営事業
Ⅳ．被災地における健康支援　【統合】	
	④被災地健康支援事業
Ⅴ．子どもに対する支援	
	⑤被災した子どもの健康・生活対策等総合支援事業
	⑥福島県の子供たちを対象とする自然体験・交流活動支援事業

資金の流れ

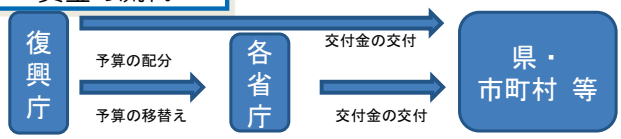

期待される効果

○被災者支援の基幹的事業について、被災自治体において横断的な事業計画を策定し、交付金による一体的支援が行われることにより、各地域の実情に応じて、より効果的・効率的な被災者支援活動の展開が期待される。

総合交付金による被災者の住宅・生活再建の進捗に対応した被災者支援の実施

○「被災者支援総合交付金」により、仮設住宅での避難生活から災害公営住宅等へ移行まで、各地域の被災者支援を取り巻く課題に対応し、一貫した支援の実現を図る。

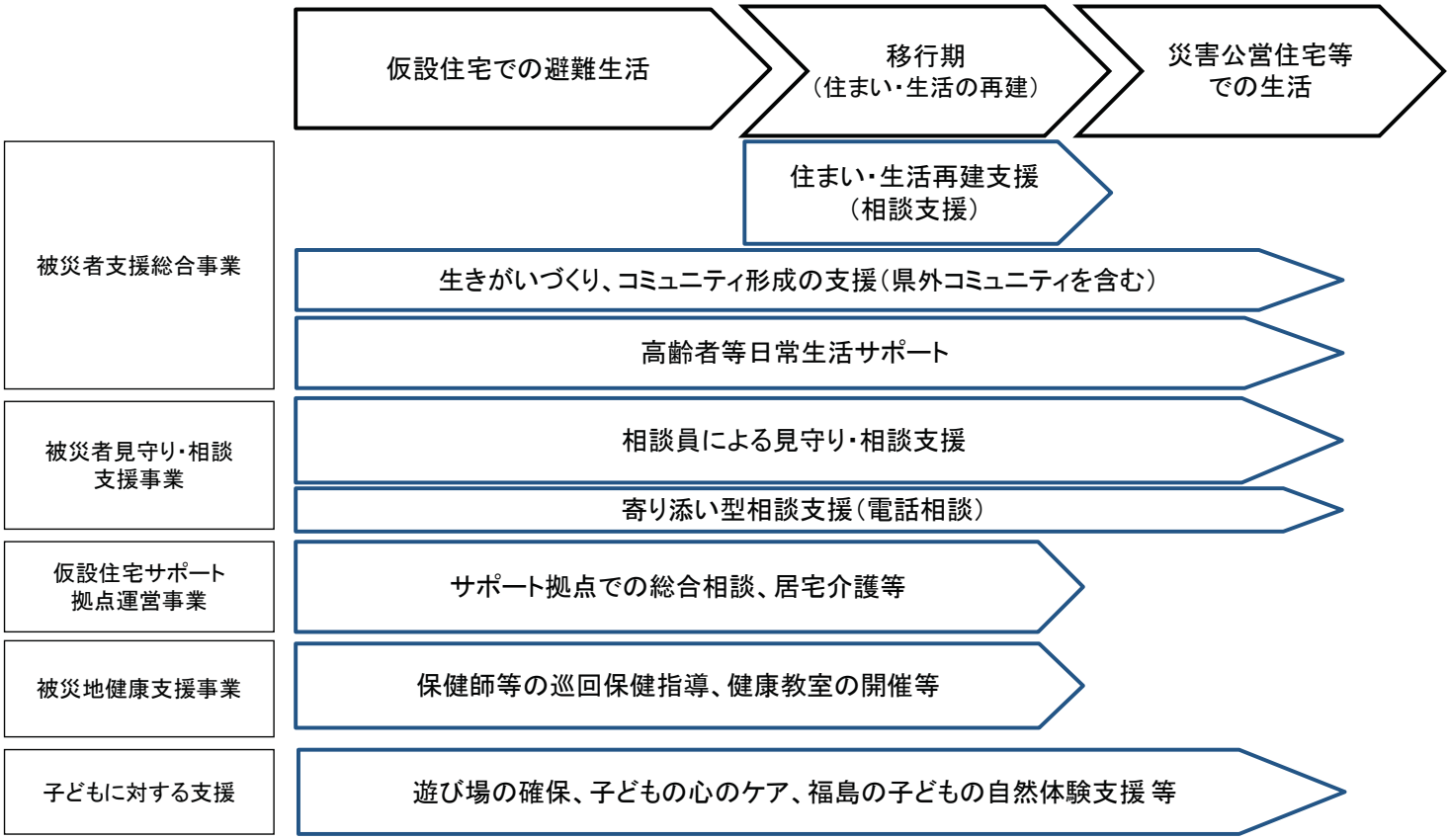

復興支援活動を行う NPO 等が活用可能な政府の財政支援

<table>
<tr><td>事業名</td><td colspan="6">復興支援員</td></tr>
<tr><td>担当府省名</td><td colspan="6">総務省</td></tr>
<tr><td>担当部署・連絡先</td><td colspan="2">地域力創造グループ
地域自立応援課</td><td colspan="4">03-5253-5394</td></tr>
<tr><td>NPO 等による相談・申請の際の連絡先</td><td colspan="6">○岩手県地域振興室（019-629-5194）
○宮城県地域復興支援課（022-211-2424）
○福島県企画調整部地域振興課（024-521-7114/7118）</td></tr>
<tr><td>予算額
（億円）</td><td>28 年度
予算案額</td><td>震災復興特別交付税により措置</td><td>27 年度
予算額</td><td>震災復興特別交付税により措置</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>本事業の対象地域・対象者等</td><td colspan="6">東日本財特法に定める「特定被災地方公共団体」又は、「特定被災区域」を区域とする地方公共団体（9 県・227 市町村）</td></tr>
<tr><td>NPO 等による申請先</td><td colspan="6">東日本財特法に定める「特定被災地方公共団体」又は、「特定被災区域」を区域とする地方公共団体（9 県・227 市町村）</td></tr>
<tr><td>分類</td><td colspan="2">○まちづくり
○雇用支援・産業支援
○生活支援</td><td>事業の実施期間</td><td colspan="3">－</td></tr>
<tr><td>事業の概要</td><td colspan="6">被災地方公共団体が「復興支援員」を配置し、被災者の見守りやケア、地域おこし活動の支援等の「復興に伴う地域協力活動」を通じ、コミュニティ再構築を図る。総務省は、「復興支援員」を配置する被災地方公共団体に対し、震災復興特別交付税により、設置に係る費用を財政措置する。（復興支援員の募集・選考や活動のサポートの事務を被災地方公共団体が NPO 等民間事業者に委託する場合の委託費についいても財政措置の対象とするものであるが、NPO 等民間事業者の活動支援を行うものではないことに留意。）</td></tr>
</table>

「復興支援員」制度について

総務省

制度の概要

○**目的**：被災者の見守りやケア、地域おこし活動の支援等の「復興に伴う地域協力活動」を通じ、コミュニティ再構築を図る

○**実施主体**：被災地方公共団体 ※東日本財特法に定める「特定被災地方公共団体」又は、「特定被災区域」を区域とする市町村（9県・227市町村）

○**設置根拠等**：被災地方公共団体が定める復興計画やそれに基づく要綱等を根拠とし、被災地域内外の人材を委嘱

○**期間**：概ね1年以上最長5年

○**総務省の支援**

①復興支援員を設置する地方公共団体に対し震災復興特別交付税措置（2011年度～）

⇒ 支援員1人につき、報酬等（地域の実情に応じて地方公共団体が定める額）※＋活動費（必要額）を措置

②その他、地域おこし協力隊等のノウハウを活かし、募集や研修、マネージメント、情報提供の面で地方公共団体をサポート

※参考：地域おこし協力隊の報酬等　2,000千円を上限に特別交付税措置

団体名	人数	活動内容等
岩手県（県事業）	31名	被災地の観光再生に係る観光推進業務に従事。
岩手県大船渡市	93名	仮設住宅団地管理等の行政事務サポート、コミュニティ活動支援に従事。
岩手県北上市	1名	県内の農林水産物の販路拡大のため、PR活動に従事。
岩手県釜石市	15名	仮設住宅の見守りや、水産業の6次化推進活動に従事。
岩手県大槌町	86名	応急仮設住宅住民の見守り支援、団地内コミュニティの活性化活動に従事。
岩手県山田町	4名	観光の復興、交流人口拡大、コミュニティの維持活動に従事。
宮城県（県事業）	67名	地域の歴史の伝承や、コミュニティのケア活動に従事。
宮城県石巻市	6名	6次産業化・地産地消、産業振興を通じたコミュニティ支援に従事。
宮城県気仙沼市	28名	自治組織の維持・活性化につながる業務に従事。
宮城県多賀城市	2名	地域課題、資源を掘り起こす活動に従事。
宮城県東松島市	4名	仮設住宅コミュニティの運営支援活動に従事。
宮城県丸森町	2名	地域の魅力の発信や、イベント開催、環境美化活動に従事。
福島県（県事業）	41名	被災者の生活支援等に従事。
福島県相馬市	2名	観光イベントを中心とした地域おこし活動に従事。
福島県田村市	9名	高齢者の家に定期訪問や、地域事業の再開を支援する活動に従事。
福島県伊達市	1名	観光施設の企画立案業務に従事
福島県富岡町	4名	県外避難者の支援、交流イベントの開催等に従事
福島県大熊町	13名	県外避難者の支援、町民主体の地域コミュニティの運営支援等に従事
福島県双葉町	10名	ニーズを知るために聞き取り調査活動に従事。
福島県浪江町	30名	避難者の家に個別訪問や、地域の情報を発信する活動に従事。
長野県栄村	3名	生活支援ボランティア推進のための体制づくりに従事。

21団体（3県、18市町）において
計452名が活動
（平成26年度震災復興特別交付税基礎調査）

復興支援活動を行う NPO 等が活用可能な政府の財政支援

<table>
<tr><td>事業名</td><td colspan="5">仮設住宅の再編等に係る子供の学習支援によるコミュニティ復興支援事業</td></tr>
<tr><td>担当府省名</td><td colspan="5">復興庁
（文部科学省）</td></tr>
<tr><td>担当部署・連絡先</td><td colspan="2">予算会計班
(生涯学習政策局社会教育課)</td><td colspan="3">03-5545-7370
（03-5253-4111(内 3286)）</td></tr>
<tr><td>NPO 等による相談・申請の際の連絡先</td><td colspan="5">○岩手県所在の申請者
復興庁岩手復興局(019-654-6609)
○宮城県所在の申請者
復興庁宮城復興局（022-266-2250）
○福島県所在の申請者
復興庁福島復興局（024-522-8513）</td></tr>
<tr><td>予算額
（億円）</td><td>28 年度
予算案額</td><td>8</td><td>27 年度
予算額</td><td>11</td><td></td></tr>
<tr><td>本事業の対象地域・対象者等</td><td colspan="5">被災 3 県（岩手県、宮城県、福島県）で仮設住宅がある地方公共団体</td></tr>
<tr><td>NPO 等による申請先</td><td colspan="5">県または市町村</td></tr>
<tr><td>分類</td><td colspan="2">○生活支援
○教育・子育て</td><td>事業の実施期間</td><td colspan="2">－</td></tr>
<tr><td>事業の概要</td><td colspan="5">震災の影響で学習環境が好転していない地域の子供を中心に、地域と学校の連携・協働による学習支援等を実施することにより、子どもの学習環境の好転やコミュニティの復興促進を図る。</td></tr>
<tr><td>その他</td><td colspan="5">H23～27 実施の「学びを通じた被災地の地域コミュニティ再生支援事業」から名称変更</td></tr>
</table>

仮設住宅の再編等に係る子供の学習支援による コミュニティ復興支援事業

※H23～H27は「学びを通じた被災地の地域コミュニティ再生支援事業」

【東日本大震災復興特別会計】
（前年度予算額　1，126百万円）
平成28年度予定額　795百万円

震災の影響で学習環境が好転していない地域の子供を中心に、地域と学校の連携・協働による学習支援等を実施し、子供の学習環境の好転やコミュニティの復興促進を図る。

現状と課題

- 東日本大震災から4年が経過
- これまで様々な学習支援等を展開してきたが、未だ仮設住宅等における生活を強いられている地域等の中には、学習環境が好転していないところがある
- 目標設定・効果測定や事業内容の検証が不明確との指摘

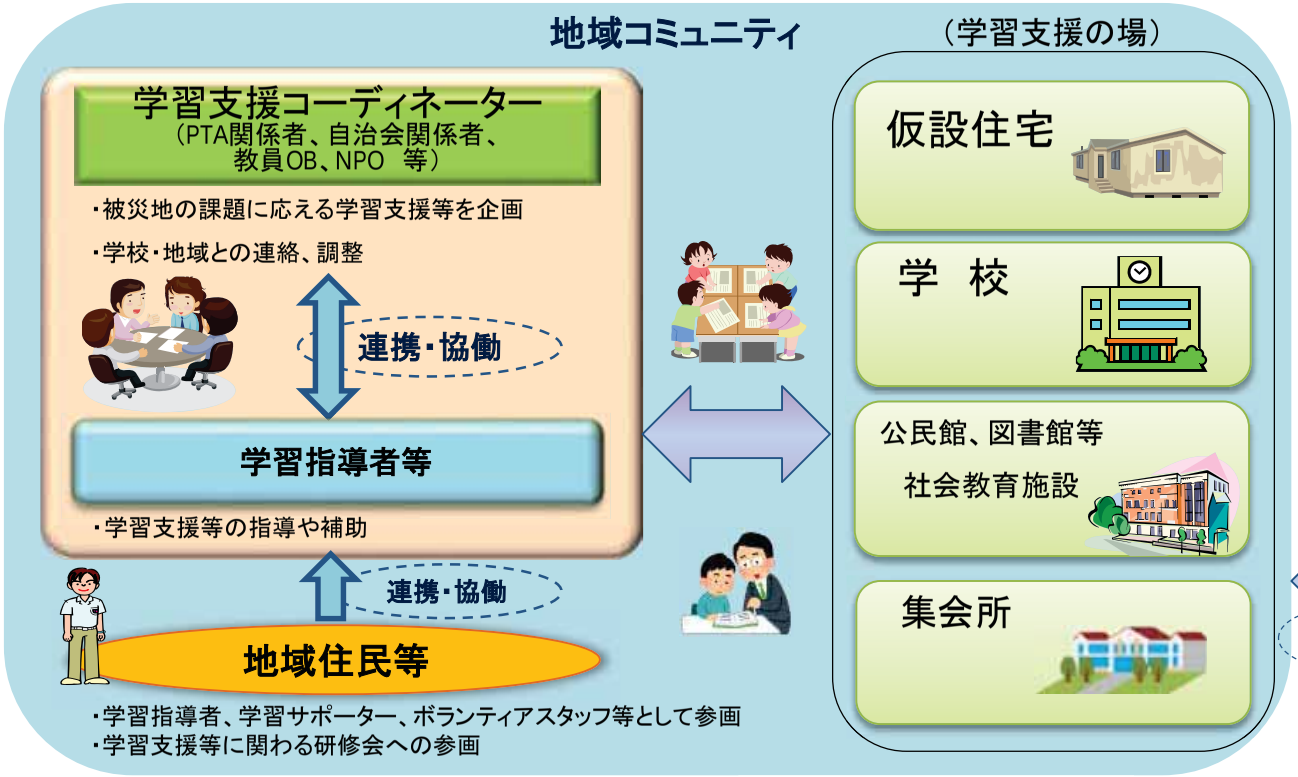

放課後や週末等の児童・生徒の学習支援等

【支援対象となる学習活動の例】

- 宿題の補助、テスト対策等を含む教科指導等の実施
- 地域の特色を取り入れた学習活動やスポーツ活動等を展開も可能
- 地域住民の学習指導者等だけではなく、NPO団体や大学等と連携しながら学習活動を行うことも可能

検証

検証

評価・検証委員会

- 国や、仮設住宅がある地方公共団体に設置

【内容】
- 被災地における課題解決に向けての、明確な目標設定や効果測定、事業の評価・検証を実施

子供たちの学習環境が好転

子供への学習支援活動は、それを支援する地域の大人の学びの場にもなり、地域コミュニティ全体が活性化

復興支援活動を行う NPO 等が活用可能な政府の財政支援

<table>
<tr><td>事業名</td><td colspan="5">放課後児童健全育成事業</td></tr>
<tr><td>担当府省名</td><td colspan="5">内閣府
（厚生労働省）</td></tr>
<tr><td>担当部署・連絡先</td><td colspan="2">内閣府子ども・子育て本部
（雇用均等・児童家庭局総務課少子化総合対策室）</td><td colspan="3">03-5253-2111(内 38353)
03-5253-1111(内 7909)</td></tr>
<tr><td>NPO 等による相談・申請の際の連絡先</td><td colspan="5">各市町村の放課後児童クラブ担当部署</td></tr>
<tr><td>予算額
（億円）</td><td>28 年度
予算案額</td><td>982 の内数</td><td>27 年度
予算額</td><td>942 の内数</td><td></td></tr>
<tr><td>本事業の対象地域・対象者等</td><td colspan="5">全国</td></tr>
<tr><td>NPO 等による申請先</td><td colspan="5">市町村</td></tr>
<tr><td>分類</td><td colspan="2">○生活支援
○教育・子育て</td><td>事業の実施期間</td><td colspan="2">－</td></tr>
<tr><td>事業の概要</td><td colspan="5">保護者が労働等により昼間家庭にいない、小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る放課後児童クラブの運営に必要な経費を補助。</td></tr>
</table>

放課後児童クラブの概要

【事業の内容、目的】

共働き家庭など留守家庭の小学校に就学している児童に対して、学校の余裕教室や児童館、公民館などで、放課後等に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る
（平成9年の児童福祉法改正により法定化〈児童福祉法第6条の3第2項〉：平成10年4月施行）
※平成24年の児童福祉法改正により、対象年齢を「おおむね10歳未満」から「小学校に就学している」児童とした（平成27年4月施行）

【現状】（クラブ数、支援の単位数及び児童数は平成27年5月現在）

○クラブ数　22，608か所
（参考：全国の小学校20,113校）
○支援の単位数　26，528単位（平成27年より調査）
○登録児童数　1，024，635人
○利用できなかった児童数（待機児童数）16，941人
〔利用できなかった児童がいるクラブ数　2,454か所〕

【今後の展開】

○「放課後子ども総合プラン」（平成26年7月31日文部科学省と共同で策定）
⇒国全体の目標として、平成31年度末までに、
・放課後児童クラブについて、約30万人分の受け皿を新たに整備
・全小学校区（約2万か所）で一体的に又は連携して実施し、うち1万か所以上を一体型で実施

［クラブ数、登録児童数及び利用できなかった児童数（待機児童数）の推移］

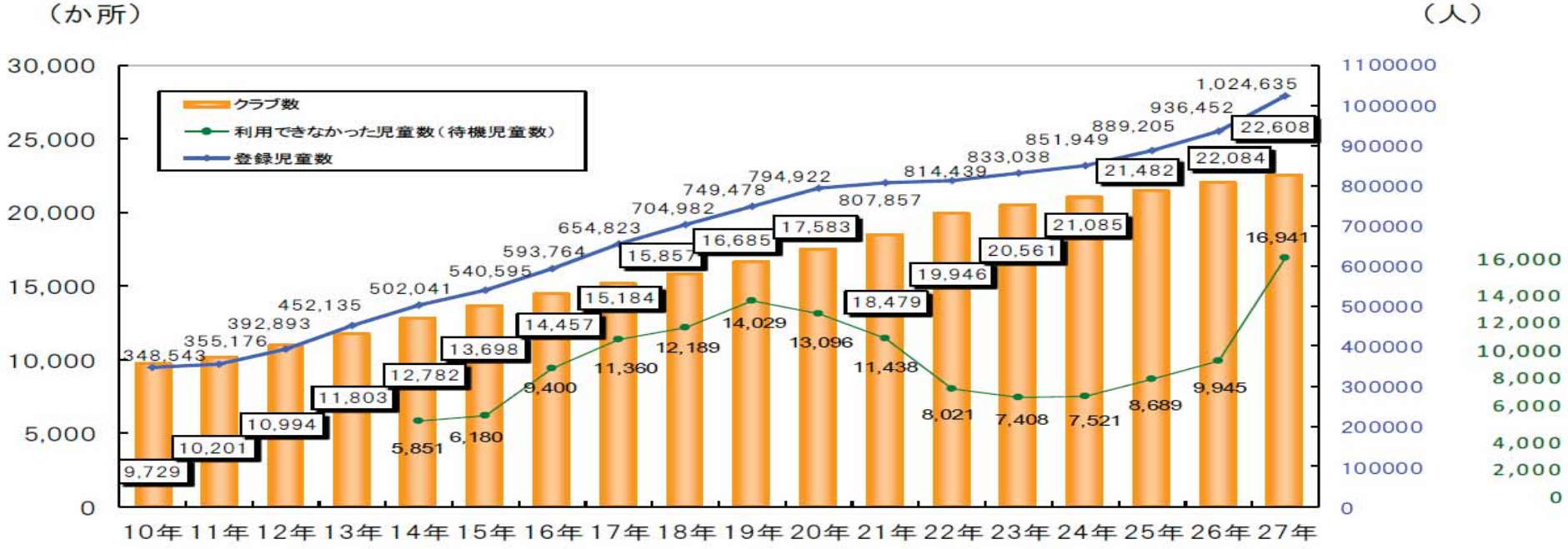

※各年5月1日現在（育成環境課調）
（平成27年10月1日以降総務課少子化総合対策室調）

復興支援活動を行う NPO 等が活用可能な政府の財政支援

<table>
<tr><td>事業名</td><td colspan="5">耕作放棄地再生利用緊急対策交付金</td></tr>
<tr><td>担当府省名</td><td colspan="5">農林水産省</td></tr>
<tr><td>担当部署・連絡先</td><td colspan="2">農村振興局農村計画地域振興課日本型直接支払室</td><td colspan="3">03-6744-2081</td></tr>
<tr><td>NPO 等による相談・申請の際の連絡先</td><td colspan="5">各都道府県の耕作放棄地対策協議会</td></tr>
<tr><td>予算額（億円）</td><td>28 年度予算案額</td><td>2.3 の内数</td><td>27 年度予算額</td><td>1.5※</td><td></td></tr>
<tr><td>本事業の対象地域・対象者等</td><td colspan="5">被災農家又は農業者等の組織する団体等</td></tr>
<tr><td>NPO 等による申請先</td><td colspan="5">地域耕作放棄地対策協議会</td></tr>
<tr><td>分類</td><td colspan="2">〇雇用支援・産業支援</td><td>事業の実施期間</td><td colspan="2">平成 30 年度末まで</td></tr>
<tr><td>事業の概要</td><td colspan="5">被災を免れた農地や避難先等において荒廃農地を活用し営農活動を再開する被災農家又は農業者等の組織する団体等（NPO 法人を含む）の取組を支援。</td></tr>
<tr><td>その他</td><td colspan="5">※ 27 年度予算額は、被災者営農継続支援耕作放棄地活用事業</td></tr>
</table>

耕作放棄地再生利用緊急対策交付金

【２３１（２９１）百万円】

対策のポイント

荒廃農地を引き受けて作物生産を再開する農業者や農地中間管理機構等が行う再生作業、土壌改良、作付・加工・販売の試行等の取組を支援します。

＜背景／課題＞

・農地は食料の安定供給にとって不可欠な資源であり、農業生産の基盤である農地の確保及びその有効利用を図っていくことが重要です。
・こうした中で、我が国の食料供給力を強化していくためには、農地制度の適切な運用を行うとともに、**荒廃農地を再生利用する取組**を地方公共団体、農業団体等が一丸となって進めていく必要があります。

政策目標

農用地区域を中心として、荒廃農地を再生

＜主な内容＞

１．荒廃農地を再生利用する活動への支援

荒廃農地の再生作業（雑草・雑木の除去等）、土壌改良、再生農地への作物の導入、加工品試作及び試験販売等の取組を支援します。併せて、中心経営体に集約化（面的集積）する場合は、再生作業（定額）の助成単価を２割加算します。

２．施設等の整備への支援

荒廃農地の再生利用に必要な基盤整備（用排水施設の整備等）や農業用機械・施設、貯蔵施設、農業体験施設等の整備を支援します。

３．附帯事業への支援

引受け手と受入れ地域のマッチング、農地利用調整等を支援します。

※　東日本大震災復興特別会計で措置していた、被災者営農継続支援耕作放棄地活用事業の取組については、本交付金により引き続き支援します。

補助率：定額（再生作業５万円／10a等）１／２以内等
事業実施主体：耕作放棄地対策協議会

［お問い合わせ先：農村振興局地域振興課　（０３－６７４４－２０８１）］

耕作放棄地再生利用緊急対策交付金の概要

事業の内容

１．事業概要　荒廃農地を引き受けて作物生産を再開する農業者、農地中間管理機構、農業者組織、農業へ参入する法人等が行う再生作業や土壌改良、作付・加工・販売の試行、必要な施設の整備等の取組を総合的に支援。

２．実施主体　耕作放棄地対策協議会（都道府県協議会・地域協議会）
（※地方公共団体、農業団体等により構成）

【事業メニュー】

① 荒廃農地を再生利用する活動への支援

ア 再生作業（雑草・雑木の除去、併せて行う土壌改良等）【５万円/10a※】
　※ 再生作業に併せて中心経営体に集約化（面的集積）する場合【６万円/10a】
　※ 重機を用いて行う等の場合【１／２以内、沖縄県にあっては２／３以内、併せて行う土壌改良は2.5万円/10a】

イ 土壌改良（肥料、有機質資材の投入等、２年目に必要な場合）【2.5万円/10a】

ウ 営農定着（再生農地への作物の導入等）【2.5万円/10a】

エ 経営展開（加工・販売の試行、実証ほ場の設置・運営等）【定額】

② 施設等の整備への支援

・基盤整備（農業用用排水施設、農道の整備等）、乾燥調製貯蔵施設、集出荷貯蔵施設、農業体験施設（市民農園等）、農業用機械・施設の整備
【１／２以内、沖縄県にあっては２／３以内】

・小規模基盤整備【2.5万円/10a】

③ 附帯事業への支援【定額】

・広域利用調整：都道府県域を越えて行う農地利用調整活動への支援

・交付金執行事務：交付事務、地域における農地利用調整、普及啓発活動等への支援

※　東日本大震災復興特別会計で措置していた、被災者営農継続支援耕作放棄地活用事業の取組については、本交付金により引き続き支援。

荒廃農地（再生前）

再生作業後

作物の作付け

【交付金の流れ】

国（農政局等）　→　都道府県協議会　→　地域協議会　→　取組主体

・農業者
・団体（農地中間管理機構、農業者等の組織する団体）等

復興支援活動を行う NPO 等が活用可能な政府の財政支援

<table>
<tr><td>事業名</td><td colspan="5">海岸防災林再生等復興支援事業</td></tr>
<tr><td>担当府省名</td><td colspan="5">復興庁
（農林水産省）</td></tr>
<tr><td>担当部署・連絡先</td><td colspan="2">予算会計班
（林野庁　森林利用課）</td><td colspan="3">03-5545-7370
（03-3502-8243）</td></tr>
<tr><td>NPO 等による相談・申請の際の連絡先</td><td colspan="5">林野庁森林利用課緑化推進班(03-3502-8243)</td></tr>
<tr><td>予算額
（億円）</td><td>28 年度
予算案額</td><td>0.5</td><td>27 年度
予算額</td><td>0.7</td><td></td></tr>
<tr><td>本事業の対象地域・対象者等</td><td colspan="5">民間団体</td></tr>
<tr><td>NPO 等による申請先</td><td colspan="5">林野庁</td></tr>
<tr><td>分類</td><td colspan="2">○まちづくり
○山林、漁村等保全</td><td>事業の実施期間</td><td colspan="2">平成 28 年度末まで</td></tr>
<tr><td>事業の概要</td><td colspan="5">東日本大震災により甚大な被害を受けた海岸防災林の再生については、防災意識の向上や地域の復興のシンボル的な活動となるよう、地域住民の参加の下で、NPO や企業等の協力を得つつ、植栽や保育を進めることとしており、こうした参加・協力を円滑に進め、将来の自主的な保護管理につなげる取組を支援。</td></tr>
</table>

【復興庁計上分】

海岸防災林再生等復興支援事業（継続）

【平成28年度概算決定額（復旧・復興対策）54,812（70,159）千円】

事業のポイント

海岸防災林を再生する取組において、地元住民等による将来の自主的な保全活動に繋げるため、ＮＰＯ、企業等の協力を得て行う植樹活動に対して支援します。

＜背景＞

東日本大震災により甚大な被害を受けた海岸防災林の再生については、大規模災害に対する防災意識の向上や地域の復興のシンボル的な活動となるよう、地域住民の参加の下で、ＮＰＯや企業等の協力を得つつ、植栽や保育を進めることとしています。

政策目標

被災海岸防災林１４０kmの復旧・再生

＜内容＞

・海岸防災林の再生に向けた植樹活動フィールドが提供される地域について、地元住民が当該活動に円滑に参画し、将来にわたって適切に保護管理していくための情報収集・発信等を支援します。

・将来、海岸防災林を自主的に保護管理しようとする地域住民とＮＰＯ、企業等が連携した植樹活動に対して支援します。

＜補助率＞

定　額

＜事業実施主体＞

民間団体

＜事業実施期間＞

平成２５年度～２８年度

［担当課：林野庁森林利用課］

海岸防災林再生等復興支援事業による民間参画支援の仕組み（イメージ）

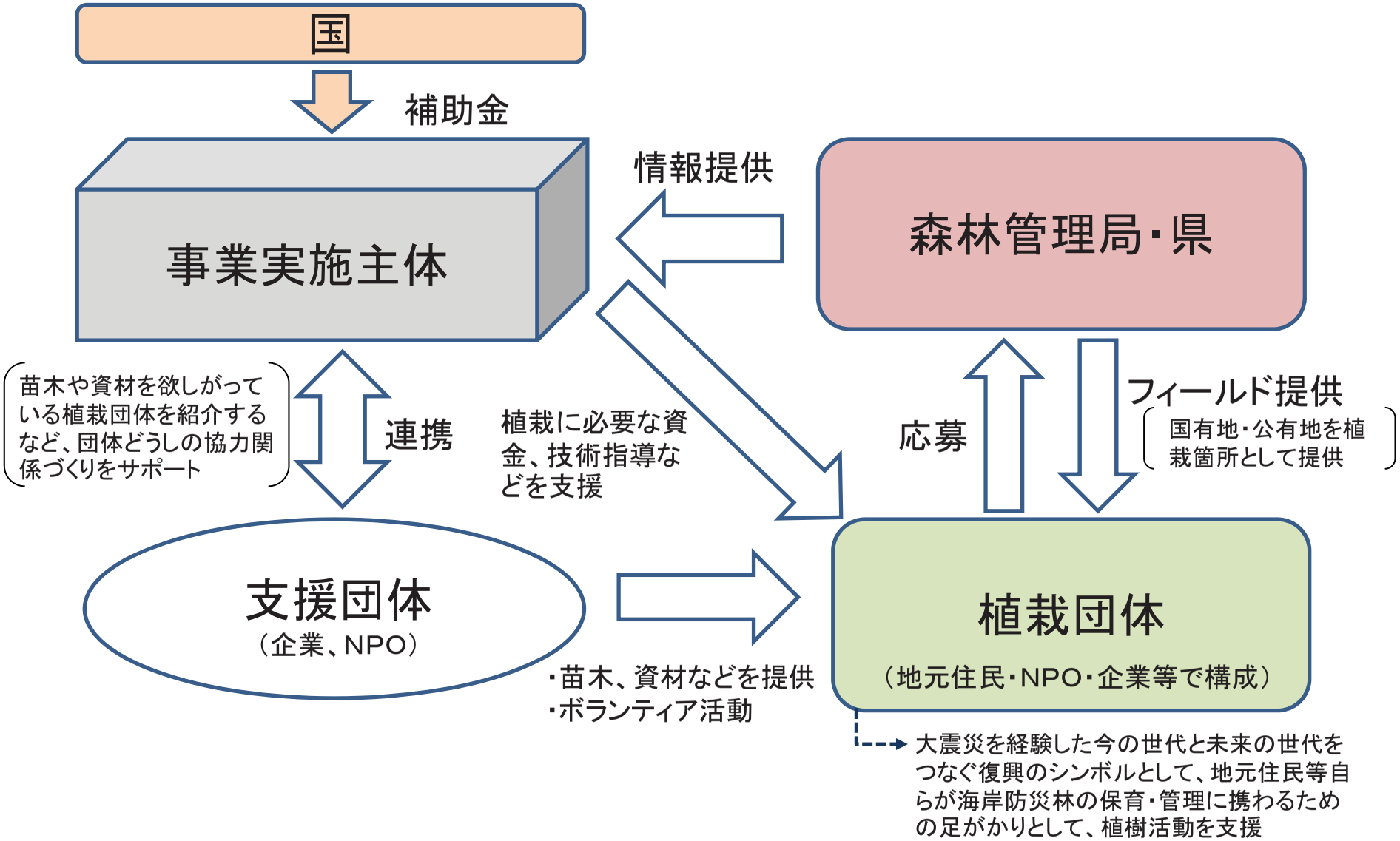

復興支援活動を行う NPO 等が活用可能な政府の財政支援

事業名	森林環境保全直接支援事業				
担当府省名	農林水産省				
担当部署・連絡先	林野庁整備課		03-3502-8065		
NPO 等による相談・申請の際の連絡先	各都道府県の森林整備事業を担当する部署				
予算額（億円）	28 年度予算案額	264	27 年度予算額	256	
本事業の対象地域・対象者等	市町村長の認可を受けて森林所有者等と施業実施協定を締結した NPO 等				
NPO 等による申請先	都道府県				
分類	○山林、漁村等保全		事業の実施期間	–	
事業の概要	集約化を図り、間伐やこれと一体となった森林作業道の整備、主伐後の再造林等を支援。				

森林整備事業（公共）

【１２０，２８６（１２０，２８６）百万円】

対策のポイント

・施業の集約化を図り、間伐、路網整備等を推進するほか、森林吸収量の確保に向けた条件不利地等における間伐や森林整備の低コスト化を推進します。

＜背景／課題＞

・我が国の豊富な森林資源を循環利用し、安定的な木材の供給体制の構築に資するとともに、地球温暖化防止対策としての森林吸収量3.5％の確保に向け、**施業の集約化を図り、間伐、路網の整備等を推進する必要**があります。

・シカ等による森林被害が各地で頻発しており、**鳥獣被害対策を推進する必要**があります。

政策目標

○森林吸収量の算入上限値3.5％（平成２年度比）の確保に向けた間伐の実施（平成25年度から平成32年度までの８年間の年平均：52万ヘクタール）

＜主な内容＞

１．施業の集約化を図り、**間伐やこれと一体となった路網の整備、主伐後の再造林等を推進**します。その際、**列状間伐等による効率的な間伐や伐採と造林の一貫作業システムの導入を通じた森林整備の低コスト化**により、面的な森林整備を推進するとともに、林業専用道の防災機能の強化を推進します。

森林環境保全直接支援事業　２３，８２０（２３，６００）百万円
林業専用道整備対策　１０，７３１（１０，７３１）百万円
国費率：10／10、１／２、３／10等
事業実施主体：国、都道府県、市町村、森林所有者等

２．奥地水源林等であって、所有者の自助努力によっては適正な整備ができない森林において**公的主体による間伐等の森林整備を推進**するとともに、鳥獣被害対策を推進します。

環境林整備事業　２，６４３（　２，７２６）百万円
水源林造成事業　２４，８４５（２４，８７０）百万円
国費率：10／10、３／10等
事業実施主体：国、都道府県、市町村、（研）森林総合研究所等

お問い合わせ先：
林野庁整備課　（０３－６７４４－２３０３（直））

平成28年度森林整備事業 予算概算決定について

概算決定額：1,203億円（1,203億円）

森林吸収源の確保

○ 第2約束期間における森林吸収量3.5%（90年度比）を目指す
○ 2020年度以降の枠組みに向けた約束草案においても、森林吸収源対策による吸収量2.0%（13年度比）と位置付け。

「経済財政運営と改革の基本方針2015」
（平成27年6月閣議決定）
・新たな国際枠組みの下で、国連に提出する約束草案を踏まえ、徹底した省エネルギー社会の実現、再生可能エネルギーの最大限の導入と国民負担の抑制の両立、排出削減対策、気候変動の影響への適応策、森林吸収源対策等に取り組むとともに、気候変動問題とその対策に係る国民の理解を促進する。

森林資源の循環利用の推進

○ 人工林資源が本格的に利用期を迎える。
○ 森林の持つ多面的機能の維持・向上を図りつつ、資源の循環利用の推進により林業を成長産業として確立

「日本再興戦略」改訂2015
（平成27年6月閣議決定）
計画的な伐採・森林整備（森林資源の循環利用に資する花粉の少ない森林への転換を含む。）を推進するとともに、施業集約化を進めるため森林境界及び所有者の明確化の取組を加速する。

「経済財政運営と改革の基本方針2015 」
（平成27年6月閣議決定）
森林・林業については、豊富な森林資源を循環利用しつつ、CLT等の新たな木材需要の創出や国産材の安定的・効率的な供給体制の構築等を推進する。

地球温暖化防止等の多面的機能の発揮

条件不利地域等における公的森林整備等を実施

所有者の自助努力によっては適正な整備が期待できない条件不利地であって、森林の多面的機能を発揮させる観点から施業が必要な森林について、公的主体による針広混交林化等セーフティーネット対策を実施。

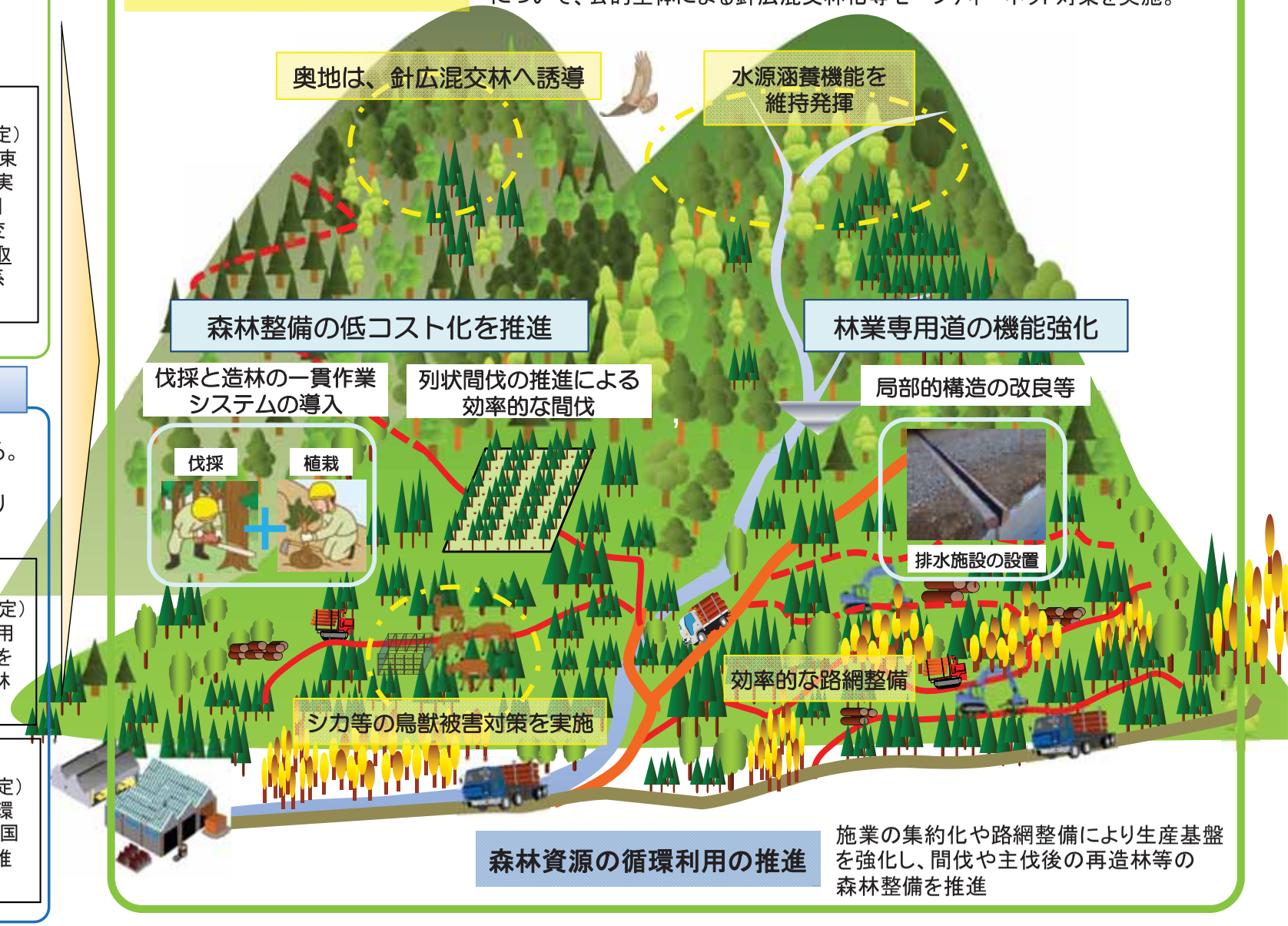

森林資源の循環利用の推進

施業の集約化や路網整備により生産基盤を強化し、間伐や主伐後の再造林等の森林整備を推進

復興支援活動を行う NPO 等が活用可能な政府の財政支援

<table>
<tr><td>事業名</td><td colspan="5">環境林整備事業</td></tr>
<tr><td>担当府省名</td><td colspan="5">農林水産省</td></tr>
<tr><td>担当部署・連絡先</td><td colspan="2">林野庁整備課</td><td colspan="3">03-3502-8065</td></tr>
<tr><td>NPO 等による相談・申請の際の連絡先</td><td colspan="5">各都道府県の森林整備事業を担当する部署</td></tr>
<tr><td rowspan="2">予算額（億円）</td><td>28 年度予算案額</td><td>26</td><td>27 年度予算額</td><td>27</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td>本事業の対象地域・対象者等</td><td colspan="5">市町村長の認可を受けて森林所有者等と施業実施協定を締結した NPO 等</td></tr>
<tr><td>NPO 等による申請先</td><td colspan="5">都道府県</td></tr>
<tr><td>分類</td><td colspan="2">○山林、漁村等保全</td><td>事業の実施期間</td><td colspan="2">－</td></tr>
<tr><td>事業の概要</td><td colspan="5">森林所有者の自助努力によっては適切な整備が期待できない森林について、事業主体が森林所有者との協定に基づいて行う、広葉樹林化や針広混交林化に向けた施業や鳥獣被害対策等を支援する（ただし、林道の整備、保全松林緊急保護整備を除く）。</td></tr>
</table>

森林整備事業（公共）

【１２０，２８６（１２０，２８６）百万円】

対策のポイント

・施業の集約化を図り、間伐、路網整備等を推進するほか、森林吸収量の確保に向けた条件不利地等における間伐や森林整備の低コスト化を推進します。

＜背景／課題＞

・我が国の豊富な森林資源を循環利用し、安定的な木材の供給体制の構築に資するとともに、地球温暖化防止対策としての森林吸収量3.5％の確保に向け、**施業の集約化を図り、間伐、路網の整備等を推進する必要**があります。

・シカ等による森林被害が各地で頻発しており、**鳥獣被害対策を推進する必要**があります。

政策目標

○森林吸収量の算入上限値3.5％（平成２年度比）の確保に向けた間伐の実施（平成25年度から平成32年度までの８年間の年平均：52万ヘクタール）

＜主な内容＞

１．施業の集約化を図り、**間伐やこれと一体となった路網の整備、主伐後の再造林等を推進**します。その際、**列状間伐等による効率的な間伐や伐採と造林の一貫作業システムの導入を通じた森林整備の低コスト化**により、面的な森林整備を推進するとともに、林業専用道の防災機能の強化を推進します。

森林環境保全直接支援事業　２３，８２０（２３，６００）百万円
林業専用道整備対策　１０，７３１（１０，７３１）百万円
国費率：10／10、１／２、３／10等
事業実施主体：国、都道府県、市町村、森林所有者等

２．奥地水源林等であって、所有者の自助努力によっては適正な整備ができない森林において**公的主体による間伐等の森林整備を推進**するとともに、鳥獣被害対策を推進します。

環境林整備事業　２，６４３（　２，７２６）百万円
水源林造成事業　２４，８４５（２４，８７０）百万円
国費率：10／10、３／10等
事業実施主体：国、都道府県、市町村、（研）森林総合研究所等

お問い合わせ先：
林野庁整備課　（０３－６７４４－２３０３（直））

平成28年度森林整備事業 予算概算決定について

概算決定額：1,203億円（1,203億円）

森林吸収源の確保

○ 第2約束期間における森林吸収量3.5%（90年度比）を目指す
○ 2020年度以降の枠組みに向けた約束草案においても、森林吸収源対策による吸収量2.0%（13年度比）と位置付け。

「経済財政運営と改革の基本方針2015」
（平成27年6月閣議決定）
・新たな国際枠組みの下で、国連に提出する約束草案を踏まえ、徹底した省エネルギー社会の実現、再生可能エネルギーの最大限の導入と国民負担の抑制の両立、排出削減対策、気候変動の影響への適応策、森林吸収源対策等に取り組むとともに、気候変動問題とその対策に係る国民の理解を促進する。

森林資源の循環利用の推進

○ 人工林資源が本格的に利用期を迎える。
○ 森林の持つ多面的機能の維持・向上を図りつつ、資源の循環利用の推進により林業を成長産業として確立

「日本再興戦略」改訂2015
（平成27年6月閣議決定）
計画的な伐採・森林整備（森林資源の循環利用に資する花粉の少ない森林への転換を含む。）を推進するとともに、施業集約化を進めるため森林境界及び所有者の明確化の取組を加速する。

「経済財政運営と改革の基本方針2015 」
（平成27年6月閣議決定）
森林・林業については、豊富な森林資源を循環利用しつつ、CLT等の新たな木材需要の創出や国産材の安定的・効率的な供給体制の構築等を推進する。

地球温暖化防止等の多面的機能の発揮

条件不利地域等における公的森林整備等を実施

所有者の自助努力によっては適正な整備が期待できない条件不利地であって、森林の多面的機能を発揮させる観点から施業が必要な森林について、公的主体による針広混交林化等セーフティーネット対策を実施。

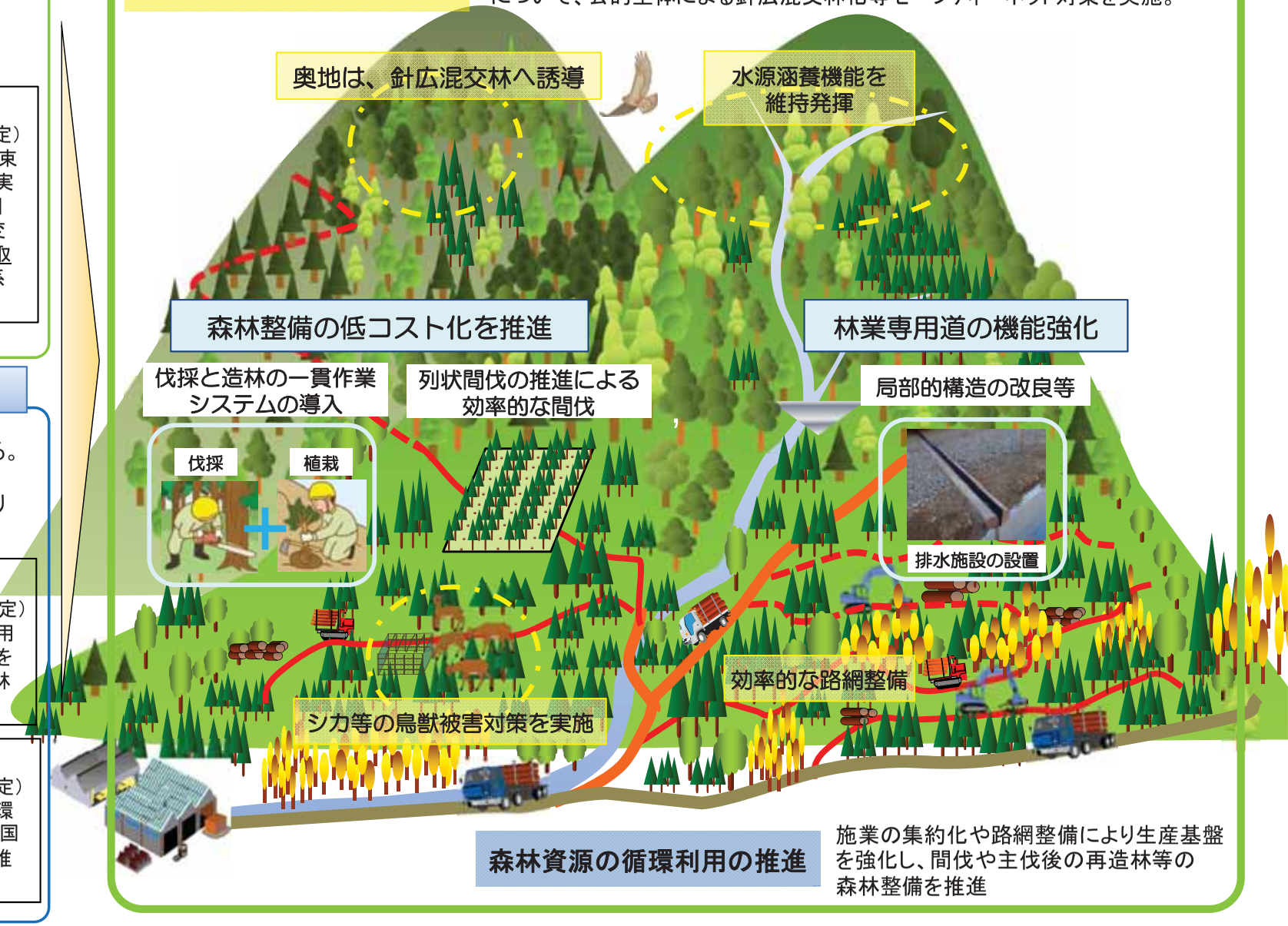

森林資源の循環利用の推進

施業の集約化や路網整備により生産基盤を強化し、間伐や主伐後の再造林等の森林整備を推進

復興支援活動を行う NPO 等が活用可能な政府の財政支援

事業名	農業用水保全の森づくり事業				
担当府省名	農林水産省				
担当部署・連絡先	林野庁整備課		03-3502-8065		
NPO 等による相談・申請の際の連絡先	各都道府県の森林整備事業を担当する部署				
予算額（億円）	28 年度予算案額	1,067 の内数	27 年度予算額	1,067 の内数	
本事業の対象地域・対象者等	市町村長の認可を受けて森林所有者等と施業実施協定を締結した NPO 等				
NPO 等による申請先	都道府県				
分類	○山林、漁村等保全		事業の実施期間	–	
事業の概要	森林の整備及び保全に係る事業であって、貯水池等への良質な農業用水の安定的な供給等を図るため、農業用水の水源地域において行うものを支援する（ただし、林道の整備を除く）。				

８　農山漁村地域整備交付金（公共）

【１０６，６５０（１０６，６５０）百万円】

対策のポイント

地方の裁量によって実施する農林水産業の基盤整備や農山漁村の防災・減災対策を支援します。

＜背景／課題＞

・地域の特色を活かした地域活性化を図るためには、地域の創意・工夫によって、**生産現場の強化につながる農林水産業の基盤整備**を進めることが重要です。
・また、農山漁村地域において、地震・津波対策はもとより、集中豪雨等の頻発化・激甚化に対応するためには、**防災・減災対策を推進**することが必要です。
・このため、都道府県の裁量により事業を実施することが可能な交付金を措置することにより、**強い農林水産業のための基盤づくりを推進**する必要があります。

政策目標

○担い手が利用する面積が今後10年間（平成35年度まで）で全農地面積の８割となるよう農地集積を推進
○二酸化炭素の森林吸収量3.5%の確保等に必要な路網の整備
○海岸堤防等の整備率66%（平成28年度）

＜主な内容＞

１．都道府県又は市町村は、農山漁村地域整備の目標等を記載した農山漁村地域整備計画を策定し、これに基づき事業を実施します。

２．農業農村、森林、水産の各分野において、**農山漁村地域の生産現場の強化や防災力の向上**のための事業を選択して実施することができます。
　また、これと一体となって事業効果を高めるために必要な効果促進事業を実施することができます。
　農業農村分野：農用地整備、農業用用排水施設整備等
　森　林　分　野：予防治山、路網整備等
　水　産　分　野：漁港漁場整備、漁村環境整備、海岸保全施設整備等

３．国から都道府県に交付金を交付し、**都道府県は自らの裁量により地区毎に配分**できます。また、**都道府県の裁量で地区間の融通が可能**です。
（水産分野の一部事業については、市町村への直接交付も可能。）

国費率：１／２等
事業実施主体：都道府県、市町村等

お問い合わせ先：
　農業農村分野に関すること
　　農村振興局地域整備課　（０３－６７４４－２２００）
　森林分野に関すること
　　林野庁計画課　（０３－３５０１－３８４２）
　水産分野に関すること
　　水産庁防災漁村課　（０３－３５０２－５３０４）

農山漁村地域整備交付金

○ 農山漁村地域の活性化を図るため、農林水産業の基盤整備を進めるとともに、地震・津波や集中豪雨等の頻発化・激甚化に対応した防災・減災対策を推進することが重要。

○ 都道府県の裁量により、生産現場の強化や防災力の向上につながる強い農林水産業のための基盤づくりを推進。

交付金の仕組みと特徴

「農山漁村地域整備計画」を都道府県、市町村が策定して実施

農業農村基盤整備 ＋ 森林基盤整備 ＋ 水産基盤整備 ＋ 海岸保全施設整備

- 地域の自主性に基づき、農・林・水にまたがる広範かつ多様な事業を自由に選択
（都道府県が各地区に予算を配分）
（関係事務の一本化・統一化）
- 農山漁村地域整備と一体となって、事業効果を高めるために必要な効果促進事業の実施が可能
- 都道府県の裁量による弾力的かつ機動的な運用が可能
（農・林・水横断的な予算融通が可能）
- 自治体は計画・進捗状況・事後評価を公表
（客観性・透明性の確保）

地域の創意工夫を活かした農山漁村地域の総合的な整備の実施

交付金を活用した事業の実施例

【農業農村基盤整備】

用水路の整備・更新により水管理負担を軽減し農地利用を推進

ほ場整備による農業生産性の向上、秩序ある土地利用の推進

老朽化したため池の全面改修により洪水被害を未然防止

【水産基盤整備】

漁業作業の効率化と安全対策のための漁港整備（岸壁改良）

藻場造成による漁場の整備

漁村における津波避難対策（避難地、避難路の整備）

【森林基盤整備】

適切な森林整備を通じて、多面的機能を維持・向上

林道等の整備により効率的な間伐材等の搬出を実現

治山施設による山地災害の未然防止

【海岸保全施設整備】

津波、高潮による被害を未然に防ぐため海岸堤防の整備を推進

景観に配慮した侵食対策

津波・高潮対策としての水門の整備

復興支援活動を行う NPO 等が活用可能な政府の財政支援

<table>
<tr><td>事業名</td><td colspan="5">絆の森整備事業</td></tr>
<tr><td>担当府省名</td><td colspan="5">農林水産省</td></tr>
<tr><td>担当部署・連絡先</td><td colspan="2">林野庁整備課</td><td colspan="3">03-3502-8065</td></tr>
<tr><td>NPO 等による相談・申請の際の連絡先</td><td colspan="5">各都道府県の森林整備事業を担当する部署</td></tr>
<tr><td>予算額（億円）</td><td>28 年度予算案額</td><td>1,067 の内数</td><td>27 年度予算額</td><td>1,067 の内数</td><td></td></tr>
<tr><td>本事業の対象地域・対象者等</td><td colspan="5">市町村長の認可を受けて森林所有者等と施業実施協定を締結した NPO 等</td></tr>
<tr><td>NPO 等による申請先</td><td colspan="5">都道府県</td></tr>
<tr><td>分類</td><td colspan="2">○山林、漁村等保全</td><td>事業の実施期間</td><td colspan="2">－</td></tr>
<tr><td>事業の概要</td><td colspan="5">市民グループ（特定非営利活動法人等）等が森林所有者から受託して森林経営計画等を作成し、又は、特定非営利活動法人等が森林所有者等と施業実施協定を締結し、自ら森林の管理・整備を実施する事業を支援する（ただし林道の整備を除く）。</td></tr>
</table>

８　農山漁村地域整備交付金（公共）

【１０６，６５０（１０６，６５０）百万円】

対策のポイント

地方の裁量によって実施する農林水産業の基盤整備や農山漁村の防災・減災対策を支援します。

＜背景／課題＞

・地域の特色を活かした地域活性化を図るためには、地域の創意・工夫によって、**生産現場の強化につながる農林水産業の基盤整備**を進めることが重要です。
・また、農山漁村地域において、地震・津波対策はもとより、集中豪雨等の頻発化・激甚化に対応するためには、**防災・減災対策を推進**することが必要です。
・このため、都道府県の裁量により事業を実施することが可能な交付金を措置することにより、**強い農林水産業のための基盤づくりを推進**する必要があります。

政策目標

○担い手が利用する面積が今後10年間（平成35年度まで）で全農地面積の８割となるよう農地集積を推進
○二酸化炭素の森林吸収量3.5%の確保等に必要な路網の整備
○海岸堤防等の整備率66%（平成28年度）

＜主な内容＞

１．都道府県又は市町村は、農山漁村地域整備の目標等を記載した農山漁村地域整備計画を策定し、これに基づき事業を実施します。

２．農業農村、森林、水産の各分野において、**農山漁村地域の生産現場の強化や防災力の向上**のための事業を選択して実施することができます。
　また、これと一体となって事業効果を高めるために必要な効果促進事業を実施することができます。
　農業農村分野：農用地整備、農業用用排水施設整備等
　森　林　分　野：予防治山、路網整備等
　水　産　分　野：漁港漁場整備、漁村環境整備、海岸保全施設整備等

３．国から都道府県に交付金を交付し、**都道府県は自らの裁量により地区毎に配分**できます。また、**都道府県の裁量で地区間の融通が可能**です。
（水産分野の一部事業については、市町村への直接交付も可能。）

国費率：１／２等
事業実施主体：都道府県、市町村等

お問い合わせ先：
　農業農村分野に関すること
　　農村振興局地域整備課　（０３－６７４４－２２００）
　森林分野に関すること
　　林野庁計画課　（０３－３５０１－３８４２）
　水産分野に関すること
　　水産庁防災漁村課　（０３－３５０２－５３０４）

農山漁村地域整備交付金

○ 農山漁村地域の活性化を図るため、農林水産業の基盤整備を進めるとともに、地震・津波や集中豪雨等の頻発化・激甚化に対応した防災・減災対策を推進することが重要。

○ 都道府県の裁量により、生産現場の強化や防災力の向上につながる強い農林水産業のための基盤づくりを推進。

交付金の仕組みと特徴

「農山漁村地域整備計画」を都道府県、市町村が策定して実施

農業農村基盤整備 ＋ 森林基盤整備 ＋ 水産基盤整備 ＋ 海岸保全施設整備

- 地域の自主性に基づき、農・林・水にまたがる広範かつ多様な事業を自由に選択
（都道府県が各地区に予算を配分）
（関係事務の一本化・統一化）
- 農山漁村地域整備と一体となって、事業効果を高めるために必要な効果促進事業の実施が可能
- 都道府県の裁量による弾力的かつ機動的な運用が可能
（農・林・水横断的な予算融通が可能）
- 自治体は計画・進捗状況・事後評価を公表
（客観性・透明性の確保）

地域の創意工夫を活かした農山漁村地域の総合的な整備の実施

交付金を活用した事業の実施例

【農業農村基盤整備】

用水路の整備・更新により水管理負担を軽減し農地利用を推進

ほ場整備による農業生産性の向上、秩序ある土地利用の推進

老朽化したため池の全面改修により洪水被害を未然防止

【水産基盤整備】

漁業作業の効率化と安全対策のための漁港整備（岸壁改良）

藻場造成による漁場の整備

漁村における津波避難対策（避難地、避難路の整備）

【森林基盤整備】

適切な森林整備を通じて、多面的機能を維持・向上

林道等の整備により効率的な間伐材等の搬出を実現

治山施設による山地災害の未然防止

【海岸保全施設整備】

津波、高潮による被害を未然に防ぐため海岸堤防の整備を推進

景観に配慮した侵食対策

津波・高潮対策としての水門の整備

復興支援活動を行う NPO 等が活用可能な政府の財政支援

<table>
<tr><td>事業名</td><td colspan="5">漁場保全の森づくり事業</td></tr>
<tr><td>担当府省名</td><td colspan="5">農林水産省</td></tr>
<tr><td>担当部署・連絡先</td><td colspan="2">林野庁整備課</td><td colspan="3">03-3502-8065</td></tr>
<tr><td>NPO 等による相談・申請の際の連絡先</td><td colspan="5">各都道府県の森林整備事業を担当する部署</td></tr>
<tr><td>予算額（億円）</td><td>28 年度予算案額</td><td>1,067 の内数</td><td>27 年度予算額</td><td>1,067 の内数</td><td></td></tr>
<tr><td>本事業の対象地域・対象者等</td><td colspan="5">市町村長の認可を受けて森林所有者等と施業実施協定を締結した NPO 等</td></tr>
<tr><td>NPO 等による申請先</td><td colspan="5">都道府県</td></tr>
<tr><td>分類</td><td colspan="2">○山林、漁村等保全</td><td>事業の実施期間</td><td colspan="2">－</td></tr>
<tr><td>事業の概要</td><td colspan="5">森林の整備及び保全に係る事業であって、森林による栄養塩類等の供給や濁水の緩和等の漁場環境の保全効果を高めるために行うものを支援する（ただし、林道の整備、保安施設事業を除く）。</td></tr>
</table>

８　農山漁村地域整備交付金（公共）

【１０６，６５０（１０６，６５０）百万円】

対策のポイント

地方の裁量によって実施する農林水産業の基盤整備や農山漁村の防災・減災対策を支援します。

＜背景／課題＞

・地域の特色を活かした地域活性化を図るためには、地域の創意・工夫によって、**生産現場の強化につながる農林水産業の基盤整備**を進めることが重要です。
・また、農山漁村地域において、地震・津波対策はもとより、集中豪雨等の頻発化・激甚化に対応するためには、**防災・減災対策を推進**することが必要です。
・このため、都道府県の裁量により事業を実施することが可能な交付金を措置することにより、**強い農林水産業のための基盤づくりを推進**する必要があります。

政策目標

○担い手が利用する面積が今後10年間（平成35年度まで）で全農地面積の８割となるよう農地集積を推進
○二酸化炭素の森林吸収量3.5%の確保等に必要な路網の整備
○海岸堤防等の整備率66%（平成28年度）

＜主な内容＞

１．都道府県又は市町村は、農山漁村地域整備の目標等を記載した農山漁村地域整備計画を策定し、これに基づき事業を実施します。

２．農業農村、森林、水産の各分野において、**農山漁村地域の生産現場の強化や防災力の向上**のための事業を選択して実施することができます。
　また、これと一体となって事業効果を高めるために必要な効果促進事業を実施することができます。
　農業農村分野：農用地整備、農業用用排水施設整備等
　森　林　分　野：予防治山、路網整備等
　水　産　分　野：漁港漁場整備、漁村環境整備、海岸保全施設整備等

３．国から都道府県に交付金を交付し、**都道府県は自らの裁量により地区毎に配分**できます。また、**都道府県の裁量で地区間の融通が可能**です。
（水産分野の一部事業については、市町村への直接交付も可能。）

国費率：１／２等
事業実施主体：都道府県、市町村等

お問い合わせ先：
　農業農村分野に関すること
　　農村振興局地域整備課　（０３－６７４４－２２００）
　森林分野に関すること
　　林野庁計画課　（０３－３５０１－３８４２）
　水産分野に関すること
　　水産庁防災漁村課　（０３－３５０２－５３０４）

農山漁村地域整備交付金

○ 農山漁村地域の活性化を図るため、農林水産業の基盤整備を進めるとともに、地震・津波や集中豪雨等の頻発化・激甚化に対応した防災・減災対策を推進することが重要。

○ 都道府県の裁量により、生産現場の強化や防災力の向上につながる強い農林水産業のための基盤づくりを推進。

交付金の仕組みと特徴

「農山漁村地域整備計画」を都道府県、市町村が策定して実施

農業農村基盤整備 ＋ 森林基盤整備 ＋ 水産基盤整備 ＋ 海岸保全施設整備

- 地域の自主性に基づき、農・林・水にまたがる広範かつ多様な事業を自由に選択
（都道府県が各地区に予算を配分）
（関係事務の一本化・統一化）
- 農山漁村地域整備と一体となって、事業効果を高めるために必要な効果促進事業の実施が可能
- 都道府県の裁量による弾力的かつ機動的な運用が可能
（農・林・水横断的な予算融通が可能）
- 自治体は計画・進捗状況・事後評価を公表
（客観性・透明性の確保）

地域の創意工夫を活かした農山漁村地域の総合的な整備の実施

交付金を活用した事業の実施例

【農業農村基盤整備】

用水路の整備・更新により水管理負担を軽減し農地利用を推進

ほ場整備による農業生産性の向上、秩序ある土地利用の推進

老朽化したため池の全面改修により洪水被害を未然防止

【水産基盤整備】

漁業作業の効率化と安全対策のための漁港整備（岸壁改良）

藻場造成による漁場の整備

漁村における津波避難対策（避難地、避難路の整備）

【森林基盤整備】

適切な森林整備を通じて、多面的機能を維持・向上

林道等の整備により効率的な間伐材等の搬出を実現

治山施設による山地災害の未然防止

【海岸保全施設整備】

津波、高潮による被害を未然に防ぐため海岸堤防の整備を推進

景観に配慮した侵食対策

津波・高潮対策としての水門の整備

復興支援活動を行う NPO 等が活用可能な政府の財政支援

事業名	森林・山村多面的機能発揮対策				
担当府省名	農林水産省				
担当部署・連絡先	林野庁森林利用課		03-3502-0048		
NPO 等による相談・申請の際の連絡先	都道府県ごとに設置される地域協議会				
予算額（億円）	28 年度予算案額	25	27 年度予算額	25	
本事業の対象地域・対象者等	森林所有者、地域住民、自治会等で組織する活動組織				
NPO 等による申請先	都道府県ごとに設置される地域協議会				
分類	○山林、漁村等保全		事業の実施期間	平成 28 年度末まで	
事業の概要	森林の有する多面的機能を発揮させるため、地域住民が中心となった民間協働組織が実施する、地域の森林の保全管理等の取組に対し、一定の費用を国が支援。				

森林・山村多面的機能発揮対策

【平成28年度概算決定額　２，４６２，１０５（２，５００，０００）千円】

対策のポイント

森林の有する多面的機能の発揮に向け、地域住民等による森林の保全管理活動等の取組を支援します。

＜背景／課題＞

・森林の有する多面的機能を発揮するためには、適切な森林整備や計画的な森林資源の利用が不可欠ですが、**林業の不振、山村地域の過疎化・高齢化により森林の手入れを行う地域住民が減少**し、適切な森林整備等が行われていない箇所が見られます。

・そのため、地域住民等による**森林の手入れ等の共同活動への支援を行うことが必要**です。

政策目標

○全国800の市町村で地域の特性に応じた森林の保全管理等の取組を実施
（平成26～28年度）

○長期にわたり手入れをしなかったと考えられる森林を整備した面積
（5,500ha（平成26～28年度））

＜主な内容＞

１．森林・山村多面的機能発揮対策交付金

地域住民、森林所有者、自伐林家等が協力して行う、以下の取組を支援します。

（１）地域環境保全タイプ

集落周辺の美しい里山林を維持するための景観保全・整備活動、森林内に侵入したモウソウチク等の竹林の伐採・除去や利用に向けた取組

（２）森林資源利用タイプ

広葉樹等の森林資源をしいたけ原木等に活用することを目的とした樹木の伐採、玉伐り、搬出等

（３）教育・研修活動タイプ

森林を利用した環境教育や研修活動

（４）森林機能強化タイプ

上記（１）及び（２）の活動の実施に必要な路網や歩道の補修・機能強化、鳥獣害防止柵の改良等

（５）機材及び資材の整備

上記（１）、（２）及び（４）の活動の実施に必要な機材及び資材の整備

２．森林・山村多面的機能発揮対策評価検証事業

森林・山村多面的機能発揮対策交付金による活動の成果について評価・検証するとともに、各地域協議会、活動組織等を集めてそれらの活動内容の報告・意見交換会を開催します。

＜補助率＞

１．定額、１／２、１／３以内
２．委託

＜事業実施主体＞

１．地域協議会、都道府県
２．民間団体

＜事業実施期間＞

平成２５年度～２８年度（４年間）

［担当課：林野庁森林利用課］

森林・山村多面的機能発揮対策

【平成28年度予算概算決定額　2，462、105（2，500，000）千円】

背景　森林の有する多面的機能の発揮には、適切な森林整備や計画的な森林資源の利用が不可欠だが、林業の不振、山村地域の過疎化・高齢化により森林の手入れを行う地域住民が減少し、適切な森林整備等が行われていない箇所が見られる。

事業　地域住民、森林所有者、自伐林家等が協力して実施する里山林の保全、森林資源の利活用、森林環境教育・研修活動など、以下の取組を支援。
【　・補助率：定額　・1活動組織当たりの交付上限額：500万円　】

〔事業の内容〕

国 → **地域協議会**：都道府県、市町村、学識経験者、関係団体等で構成

交付金の管理、森林のマッチング、安全研修等の実施、資機材貸与等活動組織の持続的な体制を支援

【交付金】↓

活動組織：地域住民、森林所有者、自伐林家等で構成

支援対象となる活動組織の活動内容例

地域環境保全タイプ		森林資源利用タイプ	教育・研修活動タイプ	森林機能強化タイプ
里山林景観を維持するための活動（16万円/ha）	侵入竹の伐採・除去活動（38万円/ha）	しいたけ原木などとして利用するための伐採活動（16万円/ha）	森林環境教育の実践（5万円/回：年度内の上限12回）	路網の補修・機能強化等（1千円/m）

機材及び資材の整備：教育・研修活動タイプを除く上記活動の実施に必要な機材及び資材の整備（1/2（一部1/3）以内）

↑

評価検証事業受託者：民間団体

上記の活動の評価・検証等

活動の成果の評価・検証

地域協議会、活動組織等を集めた報告・意見交換会

復興支援活動を行う NPO 等が活用可能な政府の財政支援

<table>
<tr><td>事業名</td><td colspan="5">水産多面的機能発揮対策</td></tr>
<tr><td>担当府省名</td><td colspan="5">農林水産省</td></tr>
<tr><td>担当部署・連絡先</td><td colspan="2">水産庁計画課</td><td colspan="3">03-3501-3082</td></tr>
<tr><td>NPO 等による相談・申請の際の連絡先</td><td colspan="5">水産庁計画課(03-3501-3082)</td></tr>
<tr><td>予算額（億円）</td><td>28 年度予算案額</td><td>28 の内数</td><td>27 年度予算額</td><td>28 の内数</td><td></td></tr>
<tr><td>本事業の対象地域・対象者等</td><td colspan="5">漁業者、住民、NPO 等で組織する活動組織</td></tr>
<tr><td>NPO 等による申請先</td><td colspan="5">都道府県ごとに設置される地域協議会</td></tr>
<tr><td>分類</td><td colspan="2">○教育・子育て
○山林・漁村等保全</td><td colspan="2">事業の実施期間</td><td>平成 32 年度末まで</td></tr>
<tr><td>事業の概要</td><td colspan="5">環境・生態系の維持・回復や安心して活動できる海域の確保など、漁業者・住民・NPO 等が行う水産業・漁村の多面的機能発揮に資する地域の活動を支援する。</td></tr>
</table>

水産多面的機能発揮対策（継続）

１　趣　旨

水産業・漁村は、国民に安全で新鮮な水産物を安定的に提供する役割に加え、藻場・干潟等の保全や海難救助等の多面的機能を有しているが、漁村の人口減少と高齢化等により、多面的機能の発揮に支障が生じている。

そのため、環境・生態系の維持・回復や安心して活動できる海域の確保など水産業・漁村の多面的機能の発揮に資する地域の活動を支援することにより、水産業の再生・漁村の活性化を図るものである。

２　事業内容

（１）水産多面的機能発揮対策事業

（支援メニュー）

①　環境・生態系保全

ア　水域の保全：藻場の保全、サンゴ礁の保全及び種苗放流等

イ　水辺の保全：干潟等の保全、ヨシ帯の保全、漂流漂着物堆積物処理及び内水面の生態系の維持・保全等

②　海の安全確保：国境・水域の監視及び海難救助等

※　多面的機能の理解・増進を図る取組（教育・学習）

：漁村文化にかかる取組については、上記①又は②の活動にあわせて多面的機能の理解・増進につながる教育・学習の取組を実施する場合に支援

（事業の仕組み）

都道府県、市町村及び漁業者団体等による地域協議会を設置し、国は地域協議会に交付金を交付する。

地域協議会は、漁業者等により組織された活動組織が行う活動に対し交付金交付事務等を行う。

（２）水産多面的機能発揮対策支援事業

多面的機能を発揮させるために行う活動について、国民への理解促進を図るための啓発・普及、講習会、専門員の派遣、技術サポートの実施及び分析・評価を行う。

３　委託先及び事業実施主体

（１）水産多面的機能発揮対策事業

事業実施主体：地域協議会、活動組織、都道府県及び市町村

（２）水産多面的機能発揮対策支援事業

委託先：民間団体等

４　事業実施期間

平成28年度～平成32年度

５　平成28年度概算決定額（前年度予算額）

（１）水産多面的機能発揮対策事業　２，７００，０００千円（２，７００，０００千円）

（２）水産多面的機能発揮対策支援事業　１００，０００千円（　　１００，０００千円）

６　補助率等

（１）水産多面的機能発揮対策事業

①　環境・生態系保全

定額（１／２相当）
（地方の負担割合は、国と地方の合計負担額の原則３割）

② 海の安全確保
定額
（ただし、資機材の整備については、１／２）

（２）水産多面的機能発揮対策支援事業
委託

７　担当課

水産庁計画課　０３－３５０１－３０８２（直）

水産多面的機能発揮対策 （平成28年度予算概算決定額：２，８００（２，８００）百万円）

第２期対策
（平成28年度～32年度）

環境・生態系の維持・回復や安心して活動できる海域の確保など、漁業者等が行う水産業・漁村の多面的機能の発揮に資する地域の活動を支援

【見直しのポイント】

1　支援メニューを施策目的に即して、体系的に整理
2　漁村文化については、①、②の活動にあわせて実施する多面的機能の理解・増進を図る取組（教育・学習）を行う場合に支援
3　地方負担については、裨益の度合い、事業の継続性等に配慮しつつ導入

【支援メニュー】

①　環境・生態系保全

ア 水域の保全
- 藻場の保全
- サンゴ礁の保全
- 種苗放流　　等

イ 水辺の保全
- 干潟の保全
- ヨシ帯の保全
- 漂流漂着物処理
- 内水面の生態系の維持保全　　等

②　海の安全確保
- 国境・水域の監視
- 海難救助　　等

※多面的機能の理解・増進を図る取組（教育・学習）
漁村文化については、上記①、②の活動にあわせて実施する場合に支援

【補助率】（事業効果の可視化を図るため、活動面積単価を導入）

①定額（１／２相当）
（地方の負担割合は、国と地方の合計負担額の原則３割）
②定額（ただし、資機材については１／２）

【事業の仕組み】

水産庁 → 交付 → **地域協議会**
- 都道府県、市町村、漁業者団体、学識経験者等により構成
- 活動組織の指導、交付金の管理等

→ 交付 → **活動組織**
- 漁業者、地域住民、学校、NPO等で構成
- 活動項目を選択し、実施

復興支援活動を行う NPO 等が活用可能な政府の財政支援

<table>
<tr><td>事業名</td><td colspan="5">多様な主体による地方部の地域づくり活動支援体制構築事業</td></tr>
<tr><td>担当府省名</td><td colspan="5">国土交通省</td></tr>
<tr><td>担当部署・連絡先</td><td colspan="2">国土政策局地方振興課</td><td colspan="3">03-5253-8404</td></tr>
<tr><td>NPO 等による相談・申請の際の連絡先</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td>予算額（億円）</td><td>28 年度予算案額</td><td>0.2</td><td>27 年度予算額</td><td>0.2</td><td></td></tr>
<tr><td>本事業の対象地域・対象者等</td><td colspan="5">NPO、民間企業、地域金融機関等から構成される中間支援体制</td></tr>
<tr><td>NPO 等による申請先</td><td colspan="5">国土交通省</td></tr>
<tr><td>分類</td><td colspan="2">〇まちづくり
〇雇用支援・産業支援</td><td>事業の実施期間</td><td colspan="2">－</td></tr>
<tr><td>事業の概要</td><td colspan="5">地方中小都市を中心とした地方部の地域活性化を図るため、自然、歴史、文化等の地域資源を活かした特産品開発、観光開発、移住の促進等の地域づくり活動を生み育てるための多様な主体が連携した支援体制の構築を支援する。</td></tr>
</table>

新たな公による地域ビジネス創造支援体制の構築推進

国土交通省

実施内容

・新たな公の持続的な活動モデルとして、民間主導のソーシャル・ビジネス等の新たな地域の担い手・雇用づくりに組織的に取り組む中間支援活動を支援。
・また、喫緊の課題である人口減少下の地域の担い手確保策として、１人多役・多業化を促進する観点から、モデル的な多役・多業型の地域づくり活動についても支援。

多様な主体による地方部の地域づくり活動支援体制構築事業

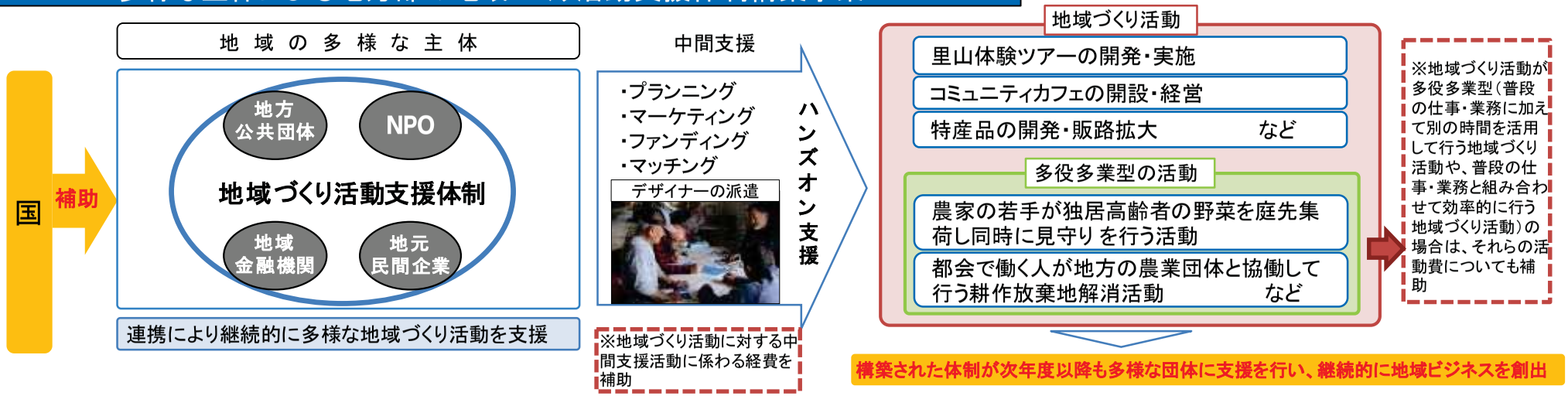

また、各地域づくり活動支援体制の活動を促進するための全国ネットワークの運営検討を行う。

効　果

地方における地域資源を活かした多様な主体による新たな地域ビジネス等が創出されるとともに、人口減少下の新たな担い手の活用が進み、地域の活性化・課題解決が図られる。

復興支援活動を行う NPO 等が活用可能な政府の財政支援

事業名	生物多様性保全推進支援事業				
担当府省名	環境省				
担当部署・連絡先	自然環境局自然環境計画課生物多様性施策推進室	03-5521-9108			
NPO 等による相談・申請の際の連絡先	環境省の各地方環境事務所				
予算額（億円）	28 年度予算案額	0.75	27 年度予算額	0.75	
本事業の対象地域・対象者等	地方公共団体の他、地域住民、土地所有者、NPO 法人、民間企業等で構成される協議会				
NPO 等による申請先	環境省の各地方環境事務所				
分類	○その他	事業の実施期間	–		
事業の概要	地域における多様な主体の連携・協働を促進するため、地方公共団体が含まれる地域生物多様性協議会による、地域の生物多様性保全・再生活動の実施に係る費用の一部を支援する。				

生物多様性保全推進支援事業

平成28年度予算（案）
75百万円（75百万円）

国土レベルの生物多様性の課題

希少野生動植物種の保存

・国内希少野生動植物種　**89種**
（2020年までに新たに300種を指定）
・絶滅危惧種　**3,597種**

外来生物対策

・全国に蔓延する多様な外来種
　特定外来生物　**112種**
（交雑種やオオバナミズキンバイなどを新たに追加）

重要地域の保全・再生

・全国各地に存在する生物多様性保全上重要な地域
・地域の自然的・社会的条件に応じた保全・再生の取組が必要

■全てを国が直接対応することは困難　　■地域の主体的な取組が不可欠

地域の多様な主体による生物多様性の保全活動の支援

国

交付金

地域生物多様性協議会

（地方公共団体の他、地域住民、土地所有者、NPO法人、民間企業等で構成される）

生物多様性保全推進支援事業（交付金：国費1／2以内）

事業内容

地域における生物多様性の保全・再生に資する先進的・効果的活動
（下記①～③のいずれか1つ以上に該当するもの）

①国内希少野生動植物種等対策
　種の保存法に基づく絶滅のおそれのある野生動植物の保護対策

②特定外来生物防除対策
　外来生物法に基づく特定外来生物の対策

③生物多様性保護地域保全再生
　自然公園法、自然環境保全法、鳥獣保護法など法律等で指定された保護地域における保全再生

全国各地で地域の自立した活動が展開されることにより、国土全体の生物多様性を保全

復興支援活動を行う NPO 等が活用可能な政府の財政支援

<table>
<tr><td>事業名</td><td colspan="5">地域活性化に向けた協働取組の加速化事業</td></tr>
<tr><td>担当府省名</td><td colspan="5">環境省</td></tr>
<tr><td>担当部署・連絡先</td><td colspan="2">総合環境政策局環境経済課民間活動支援室</td><td colspan="3">03-3406-5181</td></tr>
<tr><td>NPO 等による相談・申請の際の連絡先</td><td colspan="5">地球環境パートナーシッププラザ</td></tr>
<tr><td>予算額（億円）</td><td>28 年度予算案額</td><td>0.7</td><td>27 年度予算額</td><td>0.8</td><td></td></tr>
<tr><td>本事業の対象地域・対象者等</td><td colspan="5">自治体、企業、地域住民等と協働取組を行う NGO・NPO 等</td></tr>
<tr><td>NPO 等による申請先</td><td colspan="5">環境省総合環境政策局環境経済課民間活動支援室　または
環境省各地方環境事務所</td></tr>
<tr><td>分類</td><td colspan="2">○その他</td><td>事業の実施期間</td><td colspan="2">－</td></tr>
<tr><td>事業の概要</td><td colspan="5">平成 23 年 6 月に全会一致で改正された「環境教育等促進法」が、平成 25 年 4 月から本格実施されたことを受け、協働取組の充実が必要とされている。一方、「経済財政運営と改革の基本方針」（H25.6.14 閣議決定）において、地域における課題解決や地域活性化の上で重要な役割を果たしている NPO の活動、ソーシャルビジネス等を人材、資金、信頼性向上の点から支援するため、中間支援組織の体制強化や地域における協力・連携体制の整備等を促進することが明記されている。このため、全国的な取組や地域毎の取組等、様々な主体間による協働取組を促進することで、NPO 等の活動支援を行い、地域における課題解決や地域活性化等、地域力の強化に結び付ける。</td></tr>
</table>

様式６

地域活性化に向けた協働取組の加速化事業

平成28年度予算(案)額
72百万円（83百万円）

事業目的・概要等

背景・目的

・環境教育等促進法において、持続可能な社会の構築のため、多様な主体が適切に役割を分担しつつ対等の立場において相互に協力して環境保全活動等を行う協働取組の重要性が明記
・「経済財政運営と改革の基本方針」（平成25年6月14日閣議決定）において、特色を活かした地域づくりのために、地域における課題解決や地域活性化の上で重要な役割を果たしているNPOの活動、ソーシャルビジネス等を人材、資金、信頼性向上の点から支援するため、中間支援組織の体制強化や地域における協力・連携体制の整備等を促進することが明記

事業概要

地域毎に、行政、企業、NPO等の民間団体等の多様な主体が公平な役割分担の基で相互に協力・連携した協働取組を全国各地で展開する。具体的には、事業を公募し、採択した事業を各地方環境事務所と地域の中間支援祖組織（地方EPOを想定）が支援しながら協働の取組を推進する。

事業スキーム

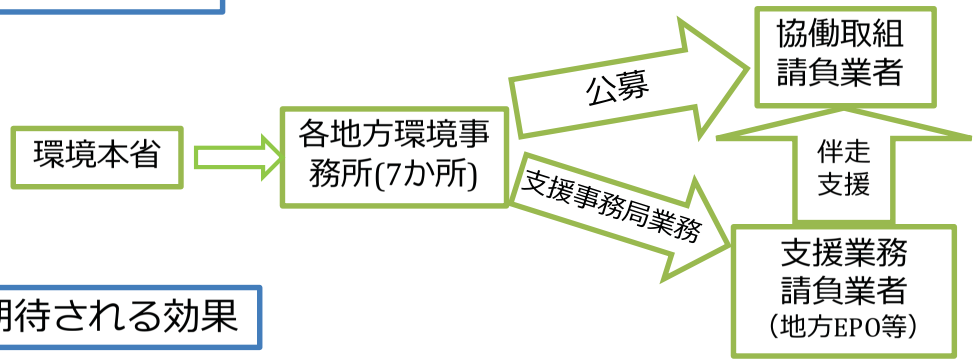

期待される効果

・地域の中間支援組織や様々な主体による協力・連携体制の整備・強化が図られる。
・地域による課題解決能力等の地域力向上に結びつき、地域活性化が図られる。

イメージ

背　景

・地域における課題解決や地域活性化の上で重要な役割を果たしているNPOの活動、ソーシャルサービス等を人材、資金、信頼性向上の点から支援するため、中間支援組織の体制強化や地域における協力・連携体制の整備等を促進する。（「経済財政運営と改革の基本方針」（平成25年6年14日）

地域ごとに、行政、企業、NPO等の民間団体等の多様な主体が公平な役割分担の下で相互に協力・連携した協働取組を全国各地で展開。

効　果

地域の多様な主体による協働取組を通じて、地域の中間支援組織や様々な主体による協力・連携体制の整備・強化が図られ、地域による課題解決能力等の地域力向上に結びつき、地域活性化が図られる。